

平成22年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年9月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

14番 池光 正男	15番 出口 治男
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 藤井 正助
市民部長 遠度 重雄	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	建設部長 坂東 博
教育次長 森口 純司	総務部次長 井内 俊助
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 渋谷 一二
産業経済部次長 林 正二	建設部次長 西村 賢司
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 出口 正春
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 町田 寿人	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 稲井 隆男	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（岩本雅雄君） 定刻が参りましたので、ただいまより開会いたしたいと思いません。

開会前に事務連絡をいたします。

携帯電話をマナーモードをお願いいたします。

最初に、阿部雅志議員より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 開会前の貴重なお時間を拝借いたしまして一言御礼を申し上げたいと思います。

かねて入院中でございました泉昇一、4日に永眠をいたしまして、6日に葬儀、告別式をとり行いましたところ、皆様方公私大変お忙しいところ、いろいろありがとうございました。まだまだ未熟な私でございますが、一生懸命また市政のために頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようによろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） 本日、稲井隆伸議員から遅刻の申し出がありましたので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を始めます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

なお、池光議員より、9月7日に一般質問の2、土木公共工事の公平、公正な入札が行われているかについての質問は次回定例会にしたいとの申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（岩本雅雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

代表質問の通告がありましたので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい阿部雅志君の代表質問を許可いたします。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） ただいま議長の許可をいただきましたので、阿波みらい代表いたしまして11番阿部雅志、代表質問をさせていただきます。

非常に9月といいましても残暑が厳しい中、いろいろ大変な記録が最近出ているようです。最高気温が何十日続いたとか、熱中症で何人倒れたとか、大変な残暑が厳しく続いております。理事者の方々には、皆様におかれましては市政活性化ある阿波市づくりのために毎日精進をされていることと察します。また、そのためにはますます市のために簡素化、効率的な行政を構築して財政基盤の強化を図っていかなければならないのかと思います。また、我々市会議員も市民の代表として、さまざまな市行政に対する提言、またチェック機関としての役割も果たしていかなければなりません。理事者側とともに市のために緊張感を維持しながら、市民とともにの共通認識を持って両立することにより相乗効果が生まれ、阿波市が今以上に活性化することを思っております。

それでは、私の質問は大きく3点で、本市の財政状況について、第1点、第2点は教育施設の充実について、第3点、農業の振興についてでございます。

まず、本市の財政状況についてでございますが、この9月議会において平成21年度決算認定議案が提出されております。21年度決算では市長が誕生され初めての決算であろうかと思えます。6月議会においても議論をいたしましたように、平成17年4月1日に阿波市誕生からはや5年半が経過をいたしております。この間、事業ではケーブルテレビ整備事業を実施し、市内すべてに行政情報の発信が可能となりました。また、旧4町間のさまざまな事務のすり合わせも行ってきたと思えます。今後、平成26年度までに市庁舎建設事業を初め、学校のすべての耐震化整備など、さまざまな分野において合併特例債を初め、市町村合併に係る財政支援措置を活用しながら、市民のために計画的、効率的な事業を展開しなければならないと思えます。

将来世代に負担を残さない手法をとっていくためには、やはり持続可能な財政基盤の確立が不可欠であります。平成21年度の詳細については各所管委員会また決算委員会において考察、協議いたしますので、平成21年度決算概要及び本市の財政状況について総括的な見解、明確なご答弁をお願いをいたします。特に平成21年度は国の経済対策による事業がかなりありましたが、その活用についても要点をお聞かせいただき、その他21年度の特徴的なことも含めてお願いをいたします。

また、決算に係る本市の財政状況を財政指標を使って説明をお願いいたします。通常そ

の公共団体の財政分析に用いる経常収支比率、起債制限比率、地方債現在高、また開会日に安友代表監査委員より報告がありました財政健全化法に係る指標についてであります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい阿部議員の本市の財政状況について、まず第1点目の平成21年度決算の総括と財政状況についてご答弁を申し上げます。

阿部議員が申されましたとおり、今定例会に平成21年度の決算認定をお願いしているところでございます。平成21年度一般会計決算の特徴について申し上げますと、平成20年の秋にアメリカのサブプライムローン問題から端を発しました世界的な金融経済危機対策のため、国が数次の緊急財政対策を講じたことによりまして、阿波市においても平成20年度からの繰越分を含めまして国庫補助金が16億2,013万9,000円交付されたことによる決算額の増加が挙げられます。緊急経済対策事業の歳入の主な国庫補助金、先ほど申し上げました16億2,013万9,000円の内訳につきましては、社会資本整備等を目的とする地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等4事業で9億4,049万1,000円、定額給付金給付事業費補助金等で6億7,964万8,000円となっております。

次に、歳出面では、使途の特定されました定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当交付事業を除く地域活性化・生活対策臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金事業の活用については、庁内で検討委員会を設置しまして、国の交付金の趣旨と阿波市の地域性を考慮しながら充当事業の選択を行いました。その後、市議会の議決をいただき、早急に防災、子育て支援、医療対策、環境対策、商工支援、農道、市道整備、教育環境の充実等に関する緊急性が高い事業を前倒しし実施をいたしました。その結果、十分とは言えないものの、市民サービスの向上、地域の活性化、雇用対策等について一定の効果があった、このように考えております。

次に、緊急経済対策事業以外の通常分につきましては、庁舎建設基本計画策定業務、新型インフルエンザ予防接種助成事業、強い農業づくり交付金事業では農業施設整備にも着手いたしました。また、緊急雇用創出、ふるさと雇用再生特別事業や土成中学校体育館新築事業も実施をしております。その他、詳細については決算審査特別委員会、各種委員会でご審議をお願いしまして、次の項目に移らせていただきます。

議員お尋ねの平成21年度決算に係る財政状況についてでございますが、地方公共団体の財政状況を統一的な基準で分析する財政指標によってご説明させていただきます。

財政指標の特徴としまして3年間平均を用いる場合が多くありますが、財政状況を分析し考察する場合、単年度だけではさまざまな行政需要の偏りが生じるためでございます。開会日に報告しました平成21年度決算に係る健全化判断比率におきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金を本市の標準的な状態での一般財源でございます標準財政規模で除した割合である実質公債費比率は10.7%となり、前年度の11.7%を1.0ポイント、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率である将来負担比率は57.8%と前年度より15.9ポイント、それぞれ改善されております。10月には平成21年度決算に係る他市町村の健全化判断比率も公表されることとなっております。本市の数値は前年度より改善されておりますので、現在のところ安全な数値となっております。

参考として報告させていただきます。

実質公債費比率は徳島市に次ぎ、将来負担比率は阿南市に次ぎ、8市においては2番目に健全な数値となる見込みでございます。また、従前は地方債発行の際の基準とされておりました起債制限比率につきましては8.3%と、前年度に比べ0.9ポイント改善されております。また、財政構造の弾力化を測定する比率として使われる経常収支比率につきましても84.2%と、前年度より1.5ポイントそれぞれ改善されております。経常収支比率におきましては、県下8市において最も健全な指標となる見込みでございます。普通会計における地方債残高も平成21年度末では192億2,510万3,000円と、前年度より9,016万5,000円地方債残高が減少しております。

次に、基金の状況でございます。

基金の運用につきましては、ご承知のとおり、安全で最も有利な方法で運用することが我々地方自治体には義務づけられております。平成21年度に初めて国債を購入しまして、現金と国債のみを合わせまして61億1,916万8,226円と、前年に比べまして9億9,572万9,679円の増加となっております。一般会計に係る基金残高は平成17年度合併時に比べまして5年間で29億2,457万2,000円増加しております。

最後に、総括といたしまして、平成21年度決算における阿波市の財政状況は、さまざまな方面から分析しても徳島県下、また人口規模等の似た類似団体の中でも健全財政であ

ると言えますが、今後市民のために安全・安心で活力あるまちづくりをつくっていく上で、現実的な中・長期財政計画を策定しまして、さまざまな行政需要や急激な社会情勢、それから経済状況の変化等にも弾力的に対応できる財政構造の構築と基礎自治体としての持続可能なシステムづくりが不可欠だと考えております。

また、安友代表監査委員の平成21年度決算審査に係る講評にもございましたが、自主財源である市税、使用料等の徴収を強力に推進することがさらなる財政の健全化や市民の信頼を得るために重要であると考えております。今後とも議員各位のご助言及びご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） ただいま総務部長のほうからのご答弁ですが、非常に徳島県8市において財政は健全性を保っておると。しかし、阿波市、自主財源が少のうございませう。今後さまざまな事業を施行する中で、現在以上に創意工夫、また職員さん一丸となって英知を結集し、財政当局におかれましてもいろいろな財源の有効活用を図っていただき、最少の経費で最大の効果を上げるように努力されますことをお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

次に、地域主権主義を踏まえ、阿波市の取り組みについてでございます。

現在、平成22年度の予算執行が今年度から新規事業を含めなされるとは思いますが、市長の指示によりさまざまな分野において企画、計画の年となっております。新年度予算にはいろいろな事業費予算が提案されてくると思います。本市の今年度の新規事業の8月末における進捗状況と来年度以降、また将来に向けた本市単独事務事業に対する考え方、財源などについてどのように考えているかをお聞かせをお願いします。

また、国が打ち出している地域主権改革、私は地方分権の進んだものと考えておりますが、先般新聞等で真の地方自治のあり方として、住民に身近な行政の事務事業についてはできるだけ市町村で行うことが望ましいとされております。また、市町村の担えない事務事業は国、県などが補完的に行うことが一番よいとされておりました。ただし、自己の判断と責任において行うこととされております。

合併して5年半ばを終え、今後将来に向け阿波市が活力ある魅力ある市となるような事業づくりが必要ではなかろうかと思っております。市民に対する政策の選択と実践、周知が特に重要になってきます。そのためには、それらを支える恒久的な財源を伴った計画づくりが

大切であり、すべて取り組んでいるとは思いますが、地域主権主義と市長は政策を調和させた事業づくりに各部局において取り組んでいるのかをお聞かせをいただきたいと思えます。また、どのような手法で職員等の意識改革を行っているのかをあわせてご答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） ご答弁申し上げます。

本市の財政状況について、地域主権を踏まえた財政健全化の取り組みについてでございます。

昨年より地域主権改革が議論されております。地域主権改革は、社会経済情勢の著しい変化に適切に対応し、国、地方が発展し続けるために必要な改革であります。従来の国と地方の税配分制度の中で、地方がそれに依存する、依存と配分の仕組みはもう成り立っていない、このように考えております。

地域主権改革が目指す指針は、国及び地方も財源のサービス提供者の視点ではなく、納税者、消費者たる市民の視点に立つとともに、市長、議員及び職員等の地方自治体関係者が自治体経営の新たな改革を取り入れることにより、効率性の向上を図り、市民から見て信頼と希望を寄せる地方政府の実現に不断の努力をしていくこととされております。

次に、今後の本市の具体的な取り組みとしまして、ことし3月に平成22年度から26年度までの阿波市独自の第2次阿波市行財政改革大綱及び具体的数値を示した第2次集中改革プランを策定し、毎年その実績を精査し、今後の取り組み方法などを協議することとしております。

また、例年市議会での決算認定を終えた後に、市職員の市財政等に対する認識の向上のため、毎年10月に全職員を対象といたしました決算を踏まえた財政勉強会を実施しております。決算のみならず、将来の阿波市の財政状況の推計などについても議論しております。その中で地域主権についてもあわせて協議をしておりまして、昨年度も全職員の約7割に当たる300名の職員が参加をいたしました。

なお、地域主権改革の重要な部分であります財源については、現在ご承知のように地方交付税制度という基礎自治体への財源保障制度がございます。今後、一括交付金制度と地方交付税制度等の変革により、どのようなシステムで国から地方に財源が交付されるかを注視しているのが現状でございます。

また、阿波市民の地域性と市民ニーズを分析しまして、どのような事務事業及び政策が

市の活性化に寄与するかを職員が企画立案及び執行する時代が訪れていることの認識、自己決定、自己責任が地域主権の本旨との市長の指示が昨年度あり、さまざまな事務事業に取り組むこととしております。

今年度予算については、さまざまな新規事業を計上しております。その進捗状況として、阿波ブランド飛躍推進事業に関しましては、現在農業振興課のほうで事業計画を策定しておりまして、来年度から事業開始予定といたしております。また、阿波市観光物産協会の今年度の設立を目指しております。また、子育て支援として、ファミリー・サポート・センター設置準備事業も進めておりまして、来年度からの運用開始を目指しております。さらに、合併当初から実施してきました学校教育施設の耐震補強工事につきましても、平成26年度までにすべての該当施設について完了する予定でございます。

このように、地域主権を含めた国の動向、経済情勢、市民ニーズを迅速に察知しながら分析し、庁内においても各部局間での情報の共有を今まで以上に密にいたしまして、継続的で強固な財政基盤が必要なことを常に意識しながら市行政に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） ただいま部長のほうからご答弁をいただきました。すばらしいご答弁でなかったかなと。はや地方分権と言われて非常に久しくなってきた、いよいよ地域主権、そういうことがだんだんと地方に移っていくんでなかろうかと。理事者また職員さんと共存できるように今後なお一層取り組みを密にして、ますますすばらしい市をつかっていったらいいかなと、このように思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは第2点、教育施設の充実について、まず学校施設等の耐震化状況及び整備計画についてでございます。

義務教育関連施設は地域社会において、児童の教育だけでなく、災害時には地方住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要と考えております。平成20年5月の中国四川省大地震によりそれは再認識をされておるところでございます。

阿波市において10小学校、4中学校、今年度は土成小学校と市場中学校耐震整備事業が実施されております。6月定例会において、市内すべての小・中学校2次診断調査が終わったと聞いております。国の補助金との関係もあろうかと思いますが、本市としての市

内の学校耐震化等の整備事業の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたしたいと思  
います。

またあわせて、現在行っている環境教育の一環である太陽光発電設置事業についても  
考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） おはようございます。

阿波みらい阿部議員の代表質問にお答えをいたします。

学校教育施設の耐震化につきましては、地震防災緊急事業5カ年計画を策定いたしまし  
て、これまで学校関係者、議会議員の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして事業を推  
進してまいりました。

これまで実施いたしました事業につきましては、小学校では校舎、屋内運動場の改築工  
事1校、これにつきましては御所小学校でございます。校舎、屋内運動場の耐震化及び大  
規模改造工事1校、これにつきましては伊沢小学校でございます。中学校におきましては  
校舎の耐震化工事1校と屋内運動場改築工事1校、これにつきましては土成中学校でご  
ざいます。本年度は今阿部議員のほうからご質問がありましたように市場中学校と土成小  
学校校舎の耐震化及び大規模改造工事と土成小学校屋内運動場の耐震化大規模改造工  
事を行っております。

市場中学校の耐震化に当たっては本市で初めて仮設校舎を建設いたしまして、エアコン  
を設置した校舎で今現在授業を行っております。また、土成小学校では夏休み期間中に教  
室とトイレの工事が終わっております。子供たちは特にトイレがきれいになったというこ  
とで非常に喜んでおるような今現在状況でございます。

今後の計画につきましては、本年3月末に市内の学校施設の2次診断すべて終了いたし  
ましたので、診断結果をもとに教育施設検討委員会で協議をいただきまして、I s 値の低  
い施設から耐震化を行い、平成26年度末までに完了することが決定をされました。その  
中でもI s 値が0.3未満の倒壊の危険性が高いと言われております施設につきましては、  
林、久勝、柿原、3小学校の屋内運動場でございますが、これにつきましては国の特  
別措置法によりまして平成22年度中に事業を行えば補助率の引き上げ、また地方財政措  
置のかさ上げがございますので、今議会に必要な予算を計上いたしております。ご決議  
くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今申し上げました工事が完了いたしますと本市の耐震化率は68.8%となりま

す。今後、耐震化が必要な学校につきましては、小学校7校、中学校1校の計8校がまだ残っております。来年度から2校ずつ耐震化工事を実施いたしまして、平成26年度に完了する計画といたしております。

また、太陽光発電につきましては、今現在4校に設置工事を行っております。今後、残る学校施設につきましては、国の補助金等いろいろ勘案しながら、財政状況も見ながらになります。もし経済危機対策みたいな交付金があれば設置は可能でないかというふうを考えております。今のところはそういった補助事業がなければ非常に困難でないかというふうを考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、次長のほうからご答弁いただきました。平成26年度末までにはすべて完了したいと。現在は中学校すべて終わった時点で68.8%。安心・安全な学校教育を目指すためにも、できるだけ前倒しなりしもって進めていただけたらなど、このように要望しておきます。

次に、市内の学校給食施設の整備についてであります。

本市の小・中学校給食施設は現在3カ所で行われております。阿波町、市場町においてはそれぞれ直営で、また土成町、吉野町においては板野郡の板野町、上板町と構成する一部事務組合であります板野郡西部学校給食組合において給食業務が行われております。阿波、市場の給食センターについても築後約20年が経過し、板野郡西部学校給食センターにおいてもかなりの老朽化が進んでいると思います。今後、将来的に阿波市として市内の給食施設整備にどのような計画また位置づけられておられるのか、ご質問をいたします。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 給食施設の統合についてのご質問でございます。

これまでも議会の代表一般質問、また文教厚生委員会におきましても給食施設の統合についてのご質問、ご意見をいただいております。議員もご承知のように平成20年12月8日、板野郡西部学校給食組合管理者に対しまして組合を脱退したい旨の文書も提出をいたしております。この脱退に向けまして事務協議を行うため、本年4月1日、板野郡西部学校給食組合幹事会を設置いたしまして、第1回の幹事会を4月19日に開催し、役員の選出でありますとか幹事会の開催時期等について協議を行いました。

また、第2回目の幹事会を8月26日に開催いたしまして、幹事会におきまして阿波市

の要望事項について説明をいたしました。要望については2点ございまして、1点目は阿波市給食センターの建設のタイムリミットでございまして、平成26年度末であるということと、供用の開始につきましては平成27年4月から行いたいという申し入れを行っております。また2点目につきましては、脱退に向けたさまざまな事務事業の洗い出し、これを行うために事務局でそれぞれの問題点について出してほしいということをお願いいたしました。その結果、事務事業の洗い出しを行うために作業部会を設置することが決定をされました。この作業部会につきましては8月31日の徳島新聞にも記事が掲載をされておりました。

また、前後いたしますが、8月25日、教育委員会を開催いたしまして、学校給食について協議をお願いをいたしました。その結果、板野郡西部学校給食組合を脱退し、新たに阿波市給食センターを建設して、産業経済部と十分連携をとりながら、JAや産直市との連携も図り、より一層地産地消を推進いたしまして、安全・安心でおいしい統一した学校給食を児童に提供するべきであるとの結論をいただきました。

阿波、市場給食センターにつきましては、平成5年に改築をいたしまして17年経過をいたしております。また、学校保健法等の一部を改正する法律によりまして、これまでの学校給食衛生管理の基準が廃止をされ、新たに学校給食衛生管理基準が平成21年4月1日から施行されております。この管理基準では、学校給食施設につきましてはドライシステムを導入するよう努めること。また、現在阿波市ではウエットシステムでございまして、ウエットシステムにつきましてはドライ運用を図ることや、洗浄に用いますシンクを3層式構造にすることなど、その他衛生管理に関することなど数多く変更がされております。現在、両施設につきましては今申し上げましたように管理基準を満たしておりませんので、板野郡西部学校給食組合を脱退し、新たな給食センター建設に当たりましては、本管理基準に適合いたしました衛生管理の行き届いた給食施設を建設したいというふうを考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして答弁いたします。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 次長のほうからご答弁をいただきまして、26年末までに脱退をすると、供用開始は27年度と、そのようなご答弁だったと思います。

また、21年度からは管理が改正なると。再問のようなんですけど、ドライ方式っていうのがどういう意味がよくわからんのやけど、少しご説明をいただけたらと思います。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 簡単に申し上げますと、ドライ方式と申しますのは、床に水を一切流さずに乾燥した状態で調理ができるような施設ということで、今現在ウェットシステムにつきましては水をどんどん流して調理を行っておるという状況でございます。ウェットシステムにつきましては水を常時流しますので、細菌の繁殖でありますとか、調理するごとに火を使いますので、かなり調理室高温になります。そういったことで衛生管理に問題があるということで、今現在新たに建設されております、そういった給食センターにつきましてはすべてドライシステムということで、水がほとんど床に流れておらないというような状況で、もちろん衛生管理の面からも非常にいいシステムでありますし、また職員の健康面から考えましても高温多湿の場所で調理しなくてもいいということで、非常に両面からいいシステムではないかというふうに考えております。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、ドライ方式というのは、今までだったら給食施設は作業する前とする後と全部床を水で洗いよったというように受けとめております。ほたら、新しいに21年度管理改正によって衛生法でドライ方式と、水はほとんど使わないというような説明だったとは思いますが。今、阿波市内においてはすべてそれがクリアできていないというのが現状で、新たな給食施設整備に向けて前向いて取り組んでいただけたらなど、このように思います。それでは、この質問を終わります。

次に、農業振興について、まず阿波市の農業活性化についてお伺いをしたいと思います。

今、農業を取り巻く状況、高齢化、後継者不足、生産資材の高騰、輸入農産物との競争激化による価格の低迷、また地域経済の縮小など非常に厳しい状況が続いております。一方では、世界的な食料危機、我が国の食料自給率の低下、また輸入農産物への不安、さらには農業の持つ多目的な機能など、農業に対する期待や関心は非常に高まっております。

食の安全・安心を揺るがす事件や食料の6割を外国に依存する我が国の食が危ういものであるかを浮き彫りにしたことなど、こうした情勢を踏まえ、国政において農業の再生や食料自給率の向上を目指すため、23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向け、本年戸別所得補償モデル対策事業が開始されるなど、これまでの農業政策に大きな見直しが進められております。

また、本県においても、農林水産業の持続的な発展と農山漁村の活性化を図るため、昨年9月に徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画を策定し、全力で取り組んでいると

のことです。

本市も農業振興政策をより強化するため、本年度より農業振興課に専門スタッフを配置し、農協や担い手農家と連携しながら、農産物のブランド化や推進、農業者の就農支援、耕作放棄地の解消に取り組む、若者の定着するパワフルな農産地の育成に努めたい、このようなことを市長も発言されております。農業立市である本市は、このようなことについて真剣に取り組まなければならないと考えます。

そこで、農業活性化について3点お伺いいたします。この活性化について3点より記載ちょっといたしておりませんが、関連ということでお願いをいたしたいと思えます。

まず、農業の6次産業化への行政の取り組みについてですが、東京大学名誉教授今村奈良臣氏が地域に活力を生む農業の6次産業化を全国に向け発信したとのこと。農業の6次産業化とは、みずからの地域で生産した農産物をそのまま販売するか加工して販売して生産者が持ち寄り、生産者みずからが価格や生産履歴を表示して直売所等で消費者に買ってもらうという活動であります。こうした中、6次産業化推進に向けた国の取り組みは6次産業を総合的、一体的に推進するため、22年度から未来を切り開く6次産業創出総合対策22年度予算額131億円が新たに国のほうで創設されたとあります。このように農業の6次産業化の取り組みに対する機運が高まっている中、農業立市である阿波市の行政機関としてどのようにとらえておるかお伺いをいたします。

次に、集落営農について行政はどのように考えているかをお尋ねをいたします。

今、農業を衰退させてきた原因の一つに効率化と専業化ばかりを追求してきた農業政策にあると言われております。1年で3日から1週間しか稼働しない高額な農機など、農家にとって大きな投資が行われています。それに反して、農畜産物価格低迷により農家の経営は非常に厳しさを余儀なくされております。この状況を打開するには規模の大小にかかわらず専業も兼業も合わせた地域集落営農を考えるべきだと思えますが、この点についてお考えをお聞かせください。

次、3点目に、農家以外、若者やIターン、Uターンの新規参入に対する行政の支援、施策についてであります。

農業の将来を考えたとき最大の課題は後継者をどう確保、育成していくかにあります。農業はこれまで農家に生まれないとつきにくいという職業でしたが、今では農業生産法人に雇われるという選択肢もあります。また、農業大学校でも近年農家の子弟以外の入学者がふえている傾向にあると聞きます。世界的な景気悪化が深刻化する中、日本でも雇用情

勢が不安定になっており、そこで高齢化、担い手不足が深刻な農業分野において若者を中心に人材を獲得するよい機会ではあると、積極的に就農希望者を受け入れる環境の整備をしていくことが求められます。これにはいろいろな問題点もあると思いますが、本市として独自に政策を持っているのかをお伺いいたします。

以上、この3点について答弁を求めます。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 阿部議員の農業振興について、まず1点目でございます、阿波市の農業の活性化についてというご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員のご質問の中にもありましたように、阿波市の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、さらには地球温暖化に伴いますところの天候不順により作物の好不況の影響で、農業者につきましては減少する傾向にあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で、阿波市の人口を維持確保するためには、次世代育成の少子化対策とともに、阿波市の基幹産業である農業の活性化を図りながら、農業に従事する担い手の育成なり確保を図っていくことが重要でないかと考えております。このためにも、現状の農業者はもとより、農業に関心のある若者や女性に対する支援も考えながら、市内の小・中学生を含めた農業に関心がある人たちに農産物づくりの体験や地元食材を使った料理教室の参加等により、地産地消の大切さ、さらには市内で生産される農産物を知ってもらう等により農業に関心を持ってもらうというふうなことも重要かと考えております。

農業振興につきましては、第1次阿波市総合計画を基本にしながら今農業振興計画を策定中でございます。地域と農業者の意見を聞きながら、農業団体や関係機関との連携を図りながら農政を推進していきたいというふうに考えております。国、県の補助事業を活用しながら、さらには市の独自施策等も持って阿波市の農業振興を図っていくというふうに思っております。

さて、具体的にご質問がございました、3点ほどございました。

まず1点目は、農商工の連携、6次産業化についてというふうなことでございます。

6次産業化につきましては、農業者、第1次産業と加工者、第2次産業、流通業者、第3次産業が連携した中で新たなビジネスモデルをつくり出して、農業者の所得を高めたいこうというふうなことでございます。簡単に言いますと、農業者が加工とか販売部門へ進

出することでもあります。それで、今農産物の流通の構造というふうなものも市場流通から一部直売へというふうなことで変わりつつあります。

農商工の連携の一つの取り組みとして、議員のほうから話もありましたけれども、農産物の直売所というふうなものがございます。直売所につきましては今全国的に非常に取り組みが盛んになつとるところでございます。阿波市内においても、個人の直売所は別にいたしまして、現在JA組織によりまして2つの直売所がございます。また、新たにJA組織において規模の大きな農産物の直売所の計画もされております。農産物の加工とも結びつきまして、このことが地域農業の活性化を図るきっかけになればというふうな考えも持っております。

それで、農商工の連携につきましては、新しい農業の形であります。事業推進につきましては行政とか農家、商工会、農協、民間団体等がそれぞれ力を合わせて取り組んでいく必要があると思います。市といたしましても、先ほど議員のお話もありましたように、国においてもかなりの予算の計上を計画されておるようでございますので、国の予算の状況も十分注視していきながら関係機関等と協議を行い、積極的に取り組みを進めていきたいというふうにも思っております。

続きまして、2点目の集落営農組織についてでございます。

兼業農家や高齢者世帯の農家では将来において、それぞれの農家が単独で農業機械等に設備投資することには採算性の面から非常に厳しくなるんでないかというふうなことも考えられます。そのことで農家離れも起きるんでないかというふうなことが予想もされるところでございます。集落営農組織につきましては、農家が集団化することによりまして農業の共同作業や農機具の共同利用を行い、農業生産経費のコストの削減を図る取り組みでないかというふうに思っております。国費や県費の補助事業の利用も、組織することによって可能となってまいります。地域の農業を維持発展していく一つの方法であるというふうにも思っておりますので、集落営農につきましてはそれぞれの地域の特性に応じた形で集落営農の推進を地域の方々と話し合いをしながら推進を図っていきたいというふうに考えております。

それと、3点目の新規就農者のUターン、Iターンの取り組みというふうなことでございます。

都会からIターン、Uターンの方が新規就農を希望された場合、新たに農地を確保するというふうなことが非常に難しい状況もあります。というのも、農地法の規定によります

と、農地を取得する場合は農地取得の下限面積というふうな制約もございます。吉野町では30アール、土成町では50アール、市場町では50アール、阿波町では40アールというふうな面積がないと農地を取得できないというふうな条件もあります。しかし、法が違いますが、農業経営基盤強化促進法により利用権設定によりまず貸借で農地を確保する場合につきましては、そうした状況もあるんですけれども、その状況によりまして下限面積の制約はなしに農地を取得することも可能であります。市といたしましても、就農意欲のある方につきましては、今後市の行政と、また農業委員会とが連絡を図りながら、そういう方につきましては農地の確保について十分ご相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、部長のほうからご答弁をいただきました。6次産業化への行政の取り組みについては余りよくわからないんですが、国のほうとしては非常に予算づけをして、小さな農家も一緒に農業を進めていくというような形で、131億円だったと思うんですけど、それだけ、言うたら市も独自に何か対策がとれるのであれば、産直、農産市のようなできるのであれば、またそれなりの対応をお願いしたらなと思います。

それと、第2点の集落営農についてではありますが、今この質問でも申しましたが、大変な農機、農家に対しては非常に大きな負担が大きいんでなかろうかと。今また原点に戻って、私たちの子供のときだったら、地域の人が皆寄って一つの作業を手伝い合いするとか。農機にしても、隣、3軒なら3軒、4軒なら4軒、小さな小集落で機械を持つ。一年じゅう使う機械は何ら個人で持ってもいいと思うんですが、1年に3日から1週間か使わん機械に何百万円もの投資っちゃうんは、これ、会社だったら早く倒産するだろうと思います。ほういうことで、集落営農を再度考えていて、行政でできる範囲内であればぜひ前へ取り組んでいただけたらと、このように思います。

3点目の農家以外のIターン、Uターンの新規参入に対しては、部長のおっしゃるとおり農業委員会の絡みもありますんで、なかなか難しいと思います。私、友人に大阪で40年近く勤めて帰ってきて農業しようと思ったけど、阿部さん、大変やりにくいっていうような。ほた、お兄さんが農業しよるんで、お兄さんのほうの用地を借って百姓しよるというようなことを伺いました。ああ、これは今就職難とかいろいろ言われておりますんで、このIターン、Uターンに対しても行政なり支援できるところはこういうような対応をと

っていただき、農業委員会やと対応として、農業銀行、農地銀行あるんですが、できたらほういうような新規参入の方にも明るい日が差すようなことをご提案できたらなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の農協合併についてをお伺いをいたします。

本市は肥沃な土壌と温暖な気候、都市圏に近い立地条件を生かし農産物を供給する農業地帯として発展してまいりましたが、近年農業を取り巻く情勢は深刻化しております。この中、本市の基幹産業である農業を維持発展させていくためにも、消費者の視点を一層重視し、農産物の生産性の向上や一層のブランド化を総合的に進めていく必要があると考えます。そのためにも、関係機関団体と一体となった指導、支援体制が考えられます。現在、阿波市には4 J Aがあると思います。前にも私一度、3年前、4年前だったと思うんですが、合併について質問させていただいたことあるんですが、阿波市がブランド化推進のために新たに職員さんを採用して進めていくという上においては、やはり農協も一つにしていくのがベストでなかろうかなと。できましたら、板野郡においては、あれ6町7農協が12年合併したと思うんです。今ここは4町なつとんで、ほなけんできたらブランド化、阿波市のブランド化を進めていく上には必ずこの合併でいうのは避けて通れないかなと、このように思います。行政としてのお考えをお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 阿部議員のご質問の2点目でございます、農協合併についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

県内の J A の組織の状況でありますけれども、現在徳島県内には16の農業協同組合が組織をされています。そのうち阿波市には J A 板野郡、 J A 阿波郡東部、 J A 市場町、 J A 阿波町と4農業協同組合がございます。 J A 徳島中央会によりますと、県下の J A の合併の経過につきましては、平成3年に J A の徳島大会において県下の J A を11農業協同組合に合併する構想が決議をされたというふうなことでありますが、平成13年度までに郡市単位を基本とした9組合、内訳といたしましては J A 徳島市、 J A 東とくしま、 J A 名西郡、 J A 板野郡、 J A あなん、 J A かいふ、 J A 麻植郡、 J A 美馬、 J A 阿波みよしの合併が実現しておるというふうなことでございます。しかしながら、地域の合意が調わなかった阿波郡、また鳴門市の両地域においては合併に至っていないというふうな状況であります。それで、県下の J A 組織においては今全国的な大型合併の進展という状況もご

ございますので、平成13年に阿波郡、鳴門市の未合併組合を残したまま県下を1農業協同組合にする構想も決議がされたようでございます。そういう中で現在に至っております。その間、鳴門市においては3JA、JA板東町、JA堀江、JA鳴門市が合併し、JA徳島北が発足したというふうな現状でございます。先ほど申しましたように、現在では16の農協が存在しているというふうなことであります。

阿波市内の状況といたしましては、県下の1農業協同組合構想が進展を見ないというふうな状況がありますので、JA徳島中央会では未合併組合の解消が組織内で検討されており、これらの解消の取り組みについては段階的に1農業協同組合構想を実現するという形で進めていくというふうに聞いておるところでございます。阿波市内の3JAにおいてもこうした県内のJAの動きにあわせまして、昨年、平成21年12月に3JAの組合長の会議で合併研究会の立ち上げというふうなことが提案されたようではございますけれども、本年に入りそれぞれの組合で議論もされておるといふふうに聞いておりますけれども、現在の段階におきましてはそのことについても実現されていないというふうな状況でございます。市内3JAでございますけれども、いろんな経営上の合併に対する課題もございます。合併については県内のJA組織内での存在感を示すためというのも語弊がありますが、避けては通れない課題であるというふうなことで、各JAさんにおいても認識が一致しているというふうなことでございます。市といたしましても、阿波市の農業振興を図る上からもJAの合併はぜひ必要というふうな考え方でありまして、市内の各JAそれぞれと今後とも協議を行いながら、合併実現のための課題の把握に努めるとともに、徳島県またJA徳島中央会とも連携を図りながら、市内のJAの合併の推進を今後も図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） いろいろ問題はあろうかと、単農では問題があろうかと思いますが、阿波市は一つでございますので、できるだけ、できる範囲で折れ合いつけたらいいかなと。ブランド化を進めていくんではやっぱり一つ阿波農協、できたらいいかなあと、そのように思っております。

私は大きく3つについて質問を以上で終わりたいと思います。なお一層阿波市の発展のためにご努力をいただくことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（岩本雅雄君） これで阿波みらい阿部雅志君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会正木文男君の代表質問を許可いたします。

正木文男君。

○5番（正木文男君） それでは、議長の許可をいただきまして、議席ナンバー5番清風会正木文男、代表質問ということで質問を進めさせていただきます。

今回の質問について、代表質問というようなことで清風会の皆様にはご理解をいただいておりますということに感謝申し上げたいと思います。

それから、昨今長峰の工業団地へメテック北村の企業誘致等、本当に市長初め皆さん方の努力によりまして、あきらめ切っておったようなところにこういう朗報ということで、ともに喜びをいたしたいなというふうに思います。

それから、ことしの夏、本当に暑い日が続きました。多分、夏ばてとか体調不良の方もおられるかと思えます。私もその熱射病による暑い夏の体調不良かなと思いましたが、最近ちょっと要らん毒を体に入れてしましまして、その毒の影響でちょっと体調不良かなというふうな気もするんですけども、それはさておき今回の与えられた質問を進めさせていただいたらというふうに思います。

まず、今回も例によりまして3本立てということでお願いをしております。

まず1本目が、阿波市未来のまちづくりのためのインフラ整備計画について、これは前回予定しておったんですけれども、ちょっと間に合わなくて資料提出というようなことでお願いしておりましたので、今回改めて質問という形で出させていただきました。社会基盤整備の中期計画、H26までというような中でどの程度の整備を考えているのかということですね。あと2番目、新庁舎建設に関連し、支所機能の維持と市民交流施設の建設について。そして3番、火災報知機の設置の推進状況についてというふうなことで進めてまいりたいと思います。

それでは1点目なんですけれども、阿波市未来のまちづくりのためのインフラ整備計画について。私はどちらかといいますと、ソフト面よりもそのハード面、インフラ整備といいますか、そういうものが割と好きですし得意なという面もありまして関心があるわけな

んで、そういう方向からを聞かせてもらいたいわけなんですね。

阿波市誕生が平成17年4月1日ですか、合併後6年目となって折り返し点を過ぎたわけです。まちづくりの基本となる阿波市社会基盤整備の推進状況と、一応の区切りとなる合併後10年目、平成26年度までの整備計画、中期計画と申しますか、はどのようになっているのか、どのように構想なりを考えておられるのかについて、次の項目について個々に具体的に説明をお願いしたいと思います。

1つ、市内道路交通網の整備、2つ目が市営住宅の整備、3番目、学校施設の整備、これはかなり阿部議員のところでも説明がありましたので、かいつまんで結構です。それから4番目、上水道の整備、5番目、下水道等の環境整備、6番目、市内公共施設の整備。この6番目につきましては、次の質問にも関連しますので、これはできる範囲でということ結構です。それから7番目、農業生産基盤の整備。という項目について、今までの実績もあるでしょうし、それから私が言いましたように、常々言っておりますように、一区切りとなる合併後10年目、そしてまた合併特例債が使えるであろう平成26年度までの中期計画というものに対してインフラ整備の主要的な部分の構想、マスタープランと申しますか、そういうものがどういうふうになっておるのかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 阿波清風会正木議員の阿波市未来のまちづくりのためのインフラ整備計画について、1番目の社会基盤整備の中期計画として、どの程度の整備を考えているのかというご質問に対してご答弁をさせていただきます。

本市は平成18年度に第1次阿波市総合計画を策定しまして、ローリング方式により「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間阿波市」を市の将来像として、さまざまな事業を展開してまいりました。今までは合併に係る財政支援措置のうち代表的な合併特例債を市内のさまざまなインフラ整備事業として、ケーブルテレビ整備事業、幹線市道整備事業、農業基盤整備事業、学校施設の耐震化事業などに活用してまいりました。

しかし、今後、活用期限が決められた中で、具体的箇所づけのある中期インフラ整備計画の策定は必須の重要課題であると、このように考えております。市民ニーズ、将来の阿波市を見据えた地域インフラ整備計画を策定し、年次的に事業を行うとともに、財政状況の健全化を維持することが地域主権改革の主役となる基礎自治体である本市の責務であると、このように考えております。

中期インフラ整備計画の重点事業につきましては、合併特例債にとられることなく、今後国の経済対策などにより平成20年度また21年度のように交付金が本市に配分される場合は速やかに活用していくことが大事であると、このように考えております。

なお、自主財源が3割である本市にとっては職員等が英知を結集し、市民ニーズに対して真摯に向き合いながら、市民と行政の協働となる社会システムを構築することが重要であると、このように考えております。今後、インフラ整備事業を実施するに当たっては、将来世代への説明ができる事業への集中と選択が今まで以上に求められる、このように考えております。

本市の具体的な取り組みとしまして、市道整備事業につきましては建設部、農業基盤整備、観光施設整備につきましては産業経済部、子育て支援整備につきましては健康福祉部及び教育委員会、教育施設整備については教育委員会のそれぞれの部局が財政当局と協議を重ねながら平成26年度までの一般会計及び水道事業会計等々を含めた中期インフラ整備計画を策定中でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

現在、新聞報道等々でされておりますけれども、国の概算要求も96兆円という膨大な要求になっているようでございます。平成23年度の国の当初予算編成がこれからいよいよ進められているわけでございますけれども、やはり自主財源の乏しい本市は国の策定する地方財政計画などを参考に、国、県と歩調を合わせて、社会情勢等も考慮しながら地域の活性化に寄与するインフラ整備計画を計画的、効率的に充実させながら、将来世代に負担を残さず、希望の持てる阿波市づくりに全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、正木議員ご指摘の個別の事業につきましては、先般資料を提出してありますので、この分でご理解をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 説明をいただきましたけれども、中期計画を立てておられるという解釈でよろしいのでしょうか。今回いただいた資料見ましたら、21年度までは実績です、22年度は今年度の当初予算、23、24、これはローリングシステムですか、それが反映するところについては見込みということで、24年度までの予算、そして計画的なものをご提示願ったわけですね。私が言ってますのは、26年度までにどの程度の財政出動とかトータルの財政の状況というものを加味して、どういう形でインフラ整備、投

資というものに進めていけるか、そういうものがまず必要なんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですから、26年度までの中期計画を立てておられるというのであれば、あわせて報告願いたいわけですね。

再問に入るわけですが、例えば学校施設の整備、平成22年度までで33億2,900万円の投資ですよ。いろいろ聞いてみると、もうこれは26年度まででほぼ終わると、完了するという事なんで、それはもうすんなりわかりますね。計画的にきっちりやられてるな。あ、じゃあ学校について、耐震対策等についてはそれで何とかなくなっていくんだなという一つの区切りができるわけですね。ただ、耐震対策以外の本格改築とか、そういうなものはどうなのかという部分は残ろうかと思います。例えば以前議会でも議論になりました阿波中学校の改築等、そういうものも耐震のこの中でとりあえず一たんは、やめるんじゃないけども終わりにするのだろうかということも論点として考えておかれたらどうかと思います。

それから2番目、水道の整備ですね。水道の整備につきましては本年度井戸築造、導水管布設等大規模整備を計画して、24年度までの予算として10億5,800万円の投資なんですね。じゃあ、それでトータル的な市の水道の整備、懸案となってる整備と、どこまで、とことんまでいくのかどうかは別にして、ある程度の目標設定して、トータルとしてこれだけのものがこの26年度までで、どの程度の事業費があつて、今どういうふうに完了していったのかということをお聞かせ願いたいわけですね。以下同じように、水道の整備はまた26年度までで、全体としてどういう構想を考えておられるかということで、その内容についてお聞かせ願えたらと思います。

それから、下水道等の整備ですね。これは農集排、合併浄化槽等によりまして平成17年末で30.7%の整備率なんですね。ちょっとけさ県の下水道課のほうで教えてもらいましたら、やっぱりかなり進んでおりますね。全国的にはもう現に徳島県では整備率最低です。徳島県の整備率が47.6%ですか。全国はもう85.7%、全国の整備率は85.7%いっておるわけなんですけれども、徳島県は47.8%で、その中で阿波市については21年度末で36.2%まで進んでおるということですね。ということは、じゃあ26年度末までにその辺のところまでどういう整備を進めようとしていくのかということですね。こういうものが中期プランじゃないですか。そういう形で、じゃ下水道についてはどういう方向で、市としての整備率をどう考えておるのかということですね。

それから4番目、住宅施設の整備、市営住宅の整備については大きな課題があります。

水道の未収の問題ありますけれども、もう一つの課題として老朽化、それから時代おくれの整備水準というものも言われております。現在の市としての対応を見ると、1億1,600万円の投資ですね。23、24年度を見ましたら、予算は1,500万円ずつなんです。どうもこれは場当たりの修繕費のみの計上というふうに考えられるわけです。これについても、将来的にどう取り組もうとしているのか。総合計画においては、総合計画ですね、阿波市の、これですね、これには中・長期的視点に立った整備計画を策定するとなっております。それについてどういうふうに取り組まなうを進めておられるのかという点をお伺いいたします。

それから、道路交通網の整備、平成22年度までで38億400万円、23、24年度で20億3,600万円、合わせて58億4,000万円というインフラ整備が進められております。これは大きいわけですがけれども、阿波市としては当然であるというふうと考えております。阿波市の道路改良率、舗装率を見ましたら、これに載っておりますけど、平成18年4月の段階で、改良率と舗装率という書き方しております、国道改良率96.2%、舗装率100%、県道45.8%、舗装率95.4%、市道、改良率が62.5%、舗装率88.7%。これも、最近のこの整備は水準がどうなっておるのか、整備率がどうなっておるのか。じゃあ、26年度までにこの辺のところを具体的に言えないとしたら、どういう形で整備していこうとしているのかということについてお伺いしたいと思います。

それから7番目、農業生産基盤の整備についてなんですが、農林業の振興として平成22年の見込みも含めて6億3,300万円の投資がなされておまして、積極的な取り組みがされておると考えております。農業振興におけるインフラ整備というのは、圃場整備とか農道とかかんがい排水施設の整備が主要項目です。昨今、農水省の補助として経営体育成基盤整備という形で水田のパイプライン化というものが進んでおります。その進捗状況、そして平成26年度までにはもうこれがどの程度進むのかというようなことがこの農業生産面のインフラ整備の目標じゃないかなというふうに思います。

以上について、中期計画なりも持たれておることですから、金額でいったり、率でいったり、そういう形の構想ってのはあるものと私は思料、先ほど思料いたしました。それについて、学校施設の整備、水道の整備、下水道の整備、住宅施設の整備、道路交通網の整備、それから農業生産基盤の整備、それだけについて、その構想についてお伺いをいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 正木議員の再問にお答えいたします。

渡してある計画につきましては、総合計画の中での10年間の計画でございまして、23年度以降につきましてはあくまで予定でございます。現在、先ほど答弁いたしましたように、合併してからやはり時間もたっておりますし、社会情勢等々の変化もございまして、それから、予定しておりました事業の進捗状況もございまして、先ほど答弁いたしましたように、これを踏まえまして平成26年度までのインフラ整備計画を本年の3月までに策定したいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

各所管部の事業費については各所管部の部署から詳細について答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 再々問に答弁いたします。

阿波市の社会資本の整備計画、整備を進める上で中期の財政計画というのを策定中というのは、冒頭で答弁いたしましたように、必須の重要条件ということで答弁させていただきました。このことに基づきまして、平成23年3月までに中期整備のインフラ計画を策定しますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ですから、今の再問、今度で再々問ですね。

○議長（岩本雅雄君） これで3回目です。

○5番（正木文男君） 3回目ですかね、はい。

今、総務部長から、やはり確かにこの問題てのは大きいわけですね。個々にとっても、個々だけで議論せないかん部分もあるわけですね。それは理解するわけなんですけども、しかしながら執行者として、その意識を持ってトータル的に考えておくということが私は大事じゃないかなということで質問させてもらってるわけですね。今、藤井総務部長から今

年度中に、平成26年度、私は一つの区切りだと思います、その区切りまでのトータル的なインフラ整備計画のマスタープランを立てられるということなんで、それをまた聞かせていただくということをお願いをしたいなと思います。

何度も私も今までずっと言ってますように、なぜこういうことを言うかということ、これからの世の中インフラ整備するのは平成26年プラス一、二年ぐらいまでしかできなくなるんじゃないだろうか。それから先するのは本当に扶助費だとか教育費だとか、いろんな医療、介護とか福祉、そういうものについてしまって、あとできなくなってしまう。この限られた時間をきっちりと有効に生かして、有効な財政措置もある中でやっていくべきじゃないかなというふうに思うわけなんで、ぜひともそのマスタープランしっかりと立てていただきたらと思います。そん中で我々議員にもいろいろ意見をとおっていただくということもあっていいんじゃないかなと思うわけですね。

それで、じゃここでちょっと一つだけ別の形で質問したいんですけど、そういうものを立てていくために行政実務のかじ取り役として、私はどうもその企画機能っていいですか、そういう部分が充実されてないということによって何かちぐはぐのような気がするんですね。確かに皆さん方それぞれのパートでいろんなものを考えておられるんですけども、やっぱりこういう出発点としてトータル的に導いていくという中では企画機能というものが、どうもお互いに公務員さん、わかるんですが、遠慮しながら遠慮してしまって、しっかりとした方向性が出されてないというふうに思うんですが、この部分について市長にちょっとお伺いしたいんですけど、その企画機能というものをどうやって市政の中で発揮させていくかということでの市長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員からは、まず冒頭、私はハード事業よりかソフトが興味がある、この言葉は非常に私大事だと思います。質問の内容聞いてみますと、本当に阿波市の総合計画のハード事業は1番から7番、8番、9番までずらりと整備計画、回答してくれという話です。農業あり、環境あり、上下水道あり、基盤整備あり、これはハードじゃ、ソフトじゃなくてハード事業なんですね。そこで、今の再々問の中で私気がついたんですが、非常に鋭い質問をいただきました。阿波市は行政の企画機能が充実してないんじゃないか。私も阿波市に勤め出してから、市長もやってますけれども、一番気になってるところです。といいますのは、先般の質問の中でも地域主権主義という言葉が出てます。その前に、たしか1990年の国会だったと思いますけれども、地方分権という言葉が出

てから20年になります。だから、地方分権というのは、国のやってる、あるいは県がやってる権利、それをそれぞれ地方自治体に次第次第に任せていこうじゃないか。任せ切れずに地域主権主義が20年後にいきなり出てきてるって、今現在。ということは、なかなか我々の地方自治体、本当に市民のための地方分権やらなきやいかんのですが、なかなか成長し切れずにいるんじゃないか、こういうふうに思います。まさに正木議員は成長し切ってる、まさに地方分権にふさわしい私は議員だと本当に感心してます。これから先、インフラの整備計画についても、26年と言わず、もっともっと先まで見越したことも、財政状況考えながら市民のための行政やっていきますけれども、それにつきまして本当に十分なお指導よろしくお願ひしたいと思ってます。一番本当に我々は企画部門が弱いということは身にしみております。そんなところで、私も実は助役というところから地方自治法が改正されまして副市長という権限を与えられ、ご承知のように副市長、市長にかかわって、あるいは職員にかかわって企画立案までやりなさいという役割も担いました。立派な副市長も県のほうからいただいています。そのあたりを恐らく部長、職員も気づいておると思いますが、これから先、企画機能を一生懸命高めて、市民のための行政をやりたいと思ってますので、何分よろしくご指導お願ひいたします。終わります。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 市長の本当に真摯なお答えいただきまして、ありがとうございます。何を言いましても、私の地元阿波市を思う思いでということでご理解いただけたらと思います。

先日、新聞に「坂の上の雲を語れ」という日曜コラムが載っておりました。ちょっと少し飛躍するかもしれませんが、明治以降西洋列強に対抗するため、追いつけ追い越せと国民一丸となって取り組んできた、坂の上の雲を目指してということなんですね。我々も新生阿波市のよりよい未来づくりのためにしっかり夢を描き、目標を持ち取り組むということが求められていると思います。そのためにも、目先のことばかりにとらわれるのではなく、将来への方向性をしっかり描き、それを坂の上の雲として着実に一步一步進んでいくことが求められているというふうに思われます。限られた時間、限られた予算をより有効に効率よく実施していく力が問われているんじゃないかなというふうに思います。ともに我々議会も真摯に住民の意向を踏まえながら、皆さんとともによいまちづくりの基礎をつくっていきなというふうに思っております。

では、1番目これで終わります。2点目の質問に移らせてもらいます。

2点目は、新庁舎建設に関連し、支所機能の維持と市民交流施設の建設についてということでございます。

新庁舎建設に向かい、大きく流れができようとしております。用地取得についても、関係者の反応もよかったという状況のようです。私の持論は、常々言っておりますけれども、厳しい財政状況下においては行政は率先して質素儉約に努め、真に市民サービスに直結する施策を優先すべきであるという意見は変わらないわけです。阿波市では、まだまだやらなければならない施策が山積しております。先ほど申しましたようなインフラ整備というの残っておるんじゃないかなと思います。しかし、現下の情勢において、いたずらに反対の姿勢を通すことも無意味なことであろうかと思えます。市民の代表として選ばれた立場として、最善でなくても次善の道を選び、市民の意向を反映していくことも大事であると考えます。

以上の観点から、結果は、このことの結果は将来の市民が、そして歴史が評価することとして、現下においては新庁舎建設はやむなしという立場に立ち、今後においてはその内容、方法論等について議論をしていきたいなというふうに考えております。

そこで、質問といたしまして、1つは、新庁舎建設に当たってはまず新庁舎の機能、組織体系、将来の職員数も含めて、行政としての業務体系等も考慮に入れて総合的に計画をされていると思います。そこで、新庁舎構想取りまとめの中で支所機能の扱いをどのように考えているのか。庁舎整備基本方針ページ9には、庁舎機能の統合によって市民の利便性が低下しないよう現庁舎の近傍に窓口機能を確保して市民サービスを補完するとありますけれども、具体的にどのような内容なんでしょうか。

それから2点目が、本庁舎整備の基本方針として、市民や来庁者が使いやすい庁舎の整備、執務機能や執行機能、議会棟の本来必要な機能、これは基本機能と言われております、に加えて、懇話会等で提言がありましたように、これを踏まえて、付加機能を挙げておられます。市民交流機能、市民協働機能の付加を計画しておられますけれども、具体的にどのような内容を考えておられるのでしょうか。

それから3点目が、本庁舎の構造規模はどのくらいものを考えておられるのか。そのために必要な事業費、予算はどの程度考えておられるのかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 正木議員の市新庁舎建設に関連し、支所機能の維持と市民交

流施設の建設についてということで答弁させていただきます。

庁舎建設に関連した正木議員の代表質問でございます。

まず、新庁舎完成後の支所機能につきましては、平成22年3月に策定いたしました阿波市新庁舎建設基本計画の中での支所機能のあり方として、現在4カ所に分散している行政組織及び行政委員会や議会は新庁舎に集約する一方、市民サービスの低下を招かぬよう市民に身近な窓口や業務は引き続き支所機能として存続すると、このようにしております。また、現在支所として使用しております旧役場庁舎は老朽化しているため耐震機能を備えた既存の施設に移設すべきと、このように考えております。

次に、市民交流、文化機能の充実のため市民会館等の併設を検討すべきではないかという質問だろうと思います。

新庁舎につきましては、市民のための庁舎という理念のもと、単なる行政の運営拠点だけではなく、市民が利用しやすい庁舎、市民に開かれた庁舎であるべきだと考えております。古田地区は阿讃山脈を背景にしたすばらしい自然環境がございます。その自然環境と新庁舎の一体的な利用によりまして、市民が集い、談話や休憩など交流の場として開放的な空間を持ち、市民ギャラリーなどの展示、イベント利用できる空間を備えまして、市民の多様な利用に対応できる機能を持つとともに、災害時には救援物資の受け入れや救援部隊の活動場所としての利用を想定し、防災拠点機能をあわせ持つ施設とすることが必要と考えております。こうした交流機能、それから防災機能を庁舎内に取り入れるか、または附属施設として外部に持たせるかは今後十分検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、庁舎建設に要する事業費についてのご質問でございますけれども、事業費の内訳であります建物建設費、それから用地補償費、造成費並びに建設に伴う各種委託料等につきましては不確定な要素が多分でございます。現時点での具体的な試算は難しいと考えておりますが、その事業費の大部分を占める建物建設費については来年度発注予定の基本計画の中で施設の中身について詳細に検討し、将来的な維持管理費についても十分検討し、可能な限りのコスト削減に努めてまいりたいと思ひます。6月議会でも答弁いたしましたように、現在事業認定等々の策定業務を委託しております。その都度その都度説明するというふうな答弁をしておりますので、この点よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） この庁舎問題、特にやはり組織体系をどうするかということがまず根底にあるはずなんですけども、支所機能の扱いについてもきっちりとその役割はそれぞれの旧町ごとにその支所機能を残すということがもう明確になったと理解をさせてもらいます。

そして、その中身なんですけども、現在でもそれぞれの支所において地域課というのがありますよね。そここのところで市民窓口だとか福祉窓口、地域振興窓口、3人ずつぐらい、10人ちょっとの地域課があるわけなんです。その機能で私もよく言ってます住民サービスの6割、7割はほとんどそれで終わるんじゃないかなということなんで、身近な拠点での行政サービスとして市民への利便性を図るということで、この支所機能にそういう形で取り組んでいくということでもよろしくお願ひしたいと思います。やはりその建物につきましても、現在の支所をどうこうするんじゃなくて、近くに公民館だとかコミュニティーセンターだとか住民センターだとか、いろんなものがあります。そういうものをうまく活用していけば十分支所機能として活用していけるんじゃないかなというふうに思います。

次に、本庁整備の機能として付加機能の計画、本当にこれはもう私としてはやはり望ましいことだというふうに思うわけですね。付加機能を少し拡大して、このスペース機能を市民会館という形で併設して、文化ホールも含めた総合施設として建設したらどうか。現計画による本庁舎の中にあるのでは、土日の管理、執務機能の支障も考えられると思うわけですね。現在のこの基本計画、建設基本計画を見ておりましたら、事務機能、基本機能プラス付加機能という形で一つのベースの中にあるわけなんですけれども、そういうことによると土日の管理だとか夜間の管理だとか、本庁と一体というのはそういう問題も出てくるわけですね。土日どうするかだとか、そんな問題もあり、これだけの機能というようなものを考えておられるのであれば、やっぱり外部的に併設した形でのスペースというものを考えられたらどうかというふうに思うわけです。そういうことによって一体とした施設によって、市民会館というような位置づけによって、真の阿波市のシンボル、拠点施設となるのではないかとというふうに思います。

阿波市では、特に西のほうかもわかりませんが、よく聞きます。文化活動やられてる、音楽とかダンスとか舞踊等、発表の場は山川アメニティセンター行ってやっているとを言われるわけですね。何かちょっと寂しいような気がするわけですね。市長は環境面も配慮し、自信を持って今回の用地を選定したわけであり、屋外の自然公園も含

めて、市民交流、憩いの場、文化活動、生涯学習の場等一大拠点が形成され、真に豊かな生活の場、安らぎの場の提供を考えたらどうでしょうか。事業費も過去においては40億円、50億円の事業費を想定したときもあります。どうせするなら本庁舎の建設費を抑えて、市民会館と合わせてその程度の事業費で十分可能なのではないのでしょうか。

藍住町の施設を庁舎をごらんになった方、イメージされた方おられるでしょうか。藍住町は4階建ての立派な施設です。藍住町さんはこの4階が市民のコミュニティーセンターという形で、ここの場合は約300席ですけども、町民のシアター、それから情報コーナー、町民情報プラザ、藍工房ですか、それから研修室等、展示コーナー等の4階全フロアがこういうスペースになっております。住民のコミュニティープラザという形になっておりますけれども、藍住町さんに聞いてみますと、4階にあるということと同じ庁舎の中というんで、やっぱり管理面でやりにくいなというような話もあります。しかしながら、藍住町さんは庁舎というものを併設してそういうものを考えておられるわけなんで、この新庁舎に併設して市民の交流の場、憩いの場、文化発信の場、情報発信の場というような一大拠点施設、市民会館の建設というものを提言をいたしたいわけですが、市長の考えをお伺いしたいと思うんですが。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員からは新庁舎の建設に絡みまして歴史が評価するっていう言葉が出ましたが、私考えますのに歴史が評価されたんじゃ困るかな。現実の阿波の市民が、今議員が言われる、市民が集い語らい、しっかりきずなを結んで、すばらしい、人の花咲く阿波市を目指す、そういう現実的なものを直近を踏まえた庁舎あるいは附帯施設、景観等々が必要じゃないんじゃないかなと思います。歴史的なもので後から何十年も先に、ああ、庁舎してよかったなでは私は困ります。

議員の皆様いろいろなこの四、五日話を聞いてみますと、本当に真剣に庁舎建設に向けて県外の視察ですか、出向いていただけるといようなことも伺っております。しっかりとそのあたりも私らとともに、市民のための庁舎を建設するために、一緒にとともにとかく頑張って、すばらしい庁舎建設に向けて邁進していきたいと思いますので、何分のご協力よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） この第1次阿波市総合計画、この65ページでしたか、これにもきちんと施策の体系の芸術文化の振興という項目の中で主要施策、芸術文化団体指導者

の育成、文化ホールの整備、新たな時代の本市の芸術文化の発信基地として文化ホールの整備を図りますというようなことも書かれております。これはこれだけなんですけども、そうじゃなくてトータル的なことも今この際、本庁舎建設という一大イベント、その家にとって家を建てるということは何代にもわたっての一大イベントであるわけですね。そういうなことを将来において禍根を残さないようにきっちりと考えていただいたらというふうに思います。

そん中で、ちょっと提言するんですけど、新庁舎建設と、そして市民会館建設というな形で、市役所とかの若手職員の意見を聞いてみられたらどうだろうか。もう我々以降のとうが立った人は別にして、若手の人の将来10年先、20年先にまだ確実に住んでおられる方、確実に阿波市を支えていただいているであろう皆さん方のそういう意見も聞かれて、よりよい計画になるようにしていただければというふうに思います。

もうまとめに入りたいと思いますけれども、合併10周年記念ですか、平成26年か27年になるかわかりませんが、新庁舎の竣工祝いを新設なった市民会館、ホールでお祝いする。そして、そこでNHKののど自慢を開催すると。前はアンジェラ・アキ言いましたから、今回はNHKののど自慢を。

そのころになれば新生阿波市も新たなきずなに結ばれ、夢あるまちづくりに大きく近づくことになるのではないのでしょうか。そんなことで、これは私の一議員としての意見ということなんですけども、また考えていただいたらということで、私の立場として提言という形でさせていただきます。

それでは最後の質問なんですけれども、3点目なんです。

来年度から設置が義務づけられている住宅用火災警報器設置の推進状況についてということなんです。これは私も十分認識不足だったんですけど、こういうパンフレット皆さん方は見られたと思うんですけど、中央広域連合が出されております。ああ、何かそういうのがあるんだなあと思うておったんですけども、どうも聞いてみると、これは来年の5月末ですか、地方消防法において設置が義務づけられるというような状況にあるようなんです。そういう状況であるということであれば、我々阿波市としてどういう状況なのかということについてお伺いをいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 火災報知機設置の推進状況についてということで答弁させていただきます。

阿波市における住宅用火災警報器の設置につきましては、阿波市と吉野川市で構成します徳島県中央広域連合火災予防条例によりまして、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられております。新築住宅は平成18年6月1日以降着工の住宅から設置が必要でありまして、既存の住宅につきましては平成23年5月31日までに設置する義務がございます。

近年、住宅火災による死者が急増しまして、特に死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっております。死に至った原因の6割が逃げおくれという統計が出ております。特に夜間就寝中の住宅火災による逃げおくれによる死者等をなくするためには火災報知機、警報器等の設置が有用な手段であると、このように考えております。

徳島中央広域連合消防本部においては、平成22年度住宅用火災警報器普及推進計画を作成しまして、早期の普及に向けまして関係団体と協議を重ねて、効果的な方策を推進しております。昨年度は一部の自主防災組織におきまして共同購入を実施しまして各家庭に設置しております。

次に、阿波市においての住宅用火災警報器設置の割合は、21年度の中央広域連合の調査によりまして約23%となっているため、徳島中央広域連合消防本部と連携し、ケーブルテレビの文字放送や各種イベントの際に住宅用火災警報器の周知を行っており、先般実施しました阿波市合併5周年の記念行事の際には吉野支所前でも広報活動を行いました。

また、平成21年度阿波市高齢者等火災報知機給付事業によりまして、災害弱者である高齢者の安心・安全な生活を確保することを目的としまして、市内の持ち家等に居住する生活保護世帯、それから高齢者のみの世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等で市民税非課税世帯等を対象に申請された1,000世帯に対しまして火災報知機を給付する事業を実施しております。

住宅用火災警報器の普及は火災による死者の減少に非常に有用なことでありますので、今後とも中央広域連合消防本部と連携を図りながら普及に取り組んでまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 今、部長のほうからご答弁いただきました。この住宅用火災警報器、もう本当に間近に迫っておるわけなんですね。市としても1,000世帯の高齢者とか障害者の世帯についての給付制度も予定されておるといことなんですね。しかしながら、なかなか進んでないと。もったいないような気がしますので、なお一層普及に努め

る、中央広域連合消防本部のほうと連携をとりながら、しっかりと啓蒙に取り組んでいただいて、より効果が保てるように、阿波市のほうから少しでも火事による死傷者、死者が出ないような方向で、行政の責務として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

ということでお願いして、これで質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで阿波清風会正木文男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時08分 再開

（13番 稲井隆伸君 出席 午後1時08分）

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ森本節弘君の代表質問を許可いたします。

森本節弘君。

○3番（森本節弘君） それでは、志政クラブ代表質問で、議席番号3番志政クラブ森本節弘、平成22年第3回阿波市9月議会定例会での代表質問を行いたいと思います。

まず、きょうの新聞にも載ってましたように、西長峰工業団地のLED集積の会社、メテック北村さんの企業立地の覚書の調印、本当におめでとうございます。本当に阿波市の雇用、また産業の発展ということにおきましても大変いい、ありがたいことだと思っております。できるだけ早いうちに阿波市の雇用が創出できますように、工場増設のほうの市としての総力挙げての応援という部分でいていただきたいと思います。

じゃあ、質問に入ります。

今回の質問なんです、通告してありますように大きく3点を上げさせていただきました。阿波市の市民所在確認についてということが1点と、テレビ放送のデジタル化移行の対応について、それと3番目に今後の合併特例債等の活用、新市まちづくり計画にもつながっていくんですが、この大きな3点を質問させていただきたいと思います。

今回の質問内容を大きくまとめまして、阿波市合併から6年目、ちょうど5年半になります。平成17年4月1日に合併をしまして、今回22年現在で5年半ということで、やはりこの状態で一度、合併で生まれたさまざまな効果とか、これからのことを踏まえまし

て、検証時期が来ているのではないかと思います。当初やっぱり合併協議会等々でいろいろな新市まちづくりの計画がなされました。10年の計画を持ちまして、それを新市に受け継いで、阿波市がそれをきちんとした形で、今回の春にも出ました行政改革大綱、ほれからプランのほうに結んでいっております。この計画も10年ていうことで、5年ずつの計画になっております。これはやはりまちづくりの基本計画にのっとった中でのいろいろなプランであり、また大綱だと思っております。

その中からまず第1点目なんですが、阿波市の旧4町、5年を経て、市民間の情報の共有はできているかっていう観点から質問が第1点でございます。

他の自治体のほうでも起こっているように、高齢者等々の所在確認ができていない自治体が現実あります。そんな中で1点目の質問なんですが、阿波市の市民の所在確認調査はどのようになっているか、また進めているか。それと、しているのであれば、調査の結果を踏まえて不明者の阿波市の対応はどのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 志政クラブ代表質問、森本議員のご質問に答弁させていただきます。

阿波市の市民所在確認の調査についてでございますが、阿波市で戸籍上100歳以上の高齢者の調査を行ったところ、120歳以上が89人でした。なお、阿波市の最高齢者は152歳の男性です。100歳から119歳までは191人で、計280人でした。このうち戸籍の付票の記載のあるもの、これは戸籍の付票の記載といいますのは、住民票と同様に住所履歴をあらわすものでございますが、市内で19人、市外で7人の計26人おりました。この方たちにつきましては住所確認を行い、市内の19人につきましては関係課のほうで生存確認を行っております。残りの254人につきましては、住民票も戸籍の付票の記載もなく、所在不明でした。

阿波市の所在不明者の今後の対応についてということでございますが、高齢者消除というのがございまして、これは本人の関係者がいなくなったり不明の場合などで、本人の生死や所在が不明で、戸籍上の生年月日から一般的に死亡している確率が高いとされる年齢のもので付票に記載のないものについては、戸籍法の規定に基づき、監督局長の許可を得て消除することによって、戸籍を整理するための行政措置として認められているものであります。しかし、戸籍は人の身分関係を登録、公証する公文書でありますので、その重みを十分に認識し、慎重に処理しなければならないことは言うまでもありません。

次に、調査結果を踏まえ、不明者への対応についてでございますが、阿波市としましては、まず120歳以上の89人についてさらに調査を進め、高齢者消除に該当する場合には法務局に申請して、許可を得て戸籍から除籍をしていきたいと考えております。その許可申請の具体的な手続につきましては、法務局と相談しながら慎重かつ正確に事務処理を進めていきたいと考えております。

また、今回調査を進めたいと考えている以外の戸籍につきましても、時間はかかると思いますが、調査をし、順次事務を進めてまいりたいと考えております。既に許可申請書に必要であると認められる書類づくりに取りかかっておりますが、何分にも戸籍数が多く、他市町村とのやりとりの必要があるなど、かなりの時間を要すると思われますので、議員各位におかれましては事情をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 市民部長の答えはよくわかりました。まちづくり計画の中の22ページなんですけど、一人一人を大切に、地域力を維持し、向上できる市を目指してという文句がございます。その中におきましても、私どものまちといたしましては居所不明者が多数いるということで、今の回答の中で高齢者、お年寄りの回答だったんですが、実際今も問題になっているのは高齢者のほうの戸籍の問題が全国的に多く出てます。その中でも80歳、90歳の方が正味居所不明というか、家族の方の実際詐欺になるんですか、年金等の受け取りで、この間も新聞等々に載っておりました。やはり追跡調査等々で住民、実際は戸籍の問題よりも住民登録、要するに住民基本台帳の整備ないし調査というもののほうが必要なんではなかろうかと思えます。去年の参議院、え、ことしでしたっけ、参議院選挙のちょっと新聞切り抜きなんですけども、参議院選挙で投票用紙をあて先、出したのは県下の中ですね、投票用紙を出すんですけども、県内だけでもあて先不明者が2,367通返ってきたらしいです。要するに住所、その住所にその人たちがいないという状態。これは高齢者だけでなしに若い方もおられるし、これは世帯で、世帯、一人っていうことでなし、世帯らしいです。それ、ちなみに阿波市のほうちょっと調べていただいたんですが、私どもの阿波市のほうも1万4,453世帯がございまして、今回のその参議院選挙のときと思うんですが、やはりあて先不明で返ってくる部分が84件ございます。これもやはり高齢者だけでなしに、実際に20歳以上の有権者の方々と、どこにおられるかわからんという部分があって返ってきた。やはりこれはちょっと置いとくわけにいかんのでは

なかろうかと。やはりいろんな問題これから含んでまいりますんで。

それで再問なんです、やはり若い人の居所不明者に関してはどういうふうにご考えておられるのか。それか、調査しているのかということ、その調査内容によって居所不明者の対応をどうしていくかということをお伺いしたいと思います。

住民基本台帳によりますと、やはり住民票の記載事項というのは市町村長によって消されたり記載をすることになっております。やはり不明者は市町村長があくまでその住民票を、基本台帳の記載の変更をやると。要するに、やはり不明者を調べて調査して、それを基本台帳の中を整理していくようなことをうたわれております。住民票の記載事項の中にはやはり1から14までございまして、氏名、出生、男女の別というものは基本的にありますが、それ以外にやはり国民健康保険の保険者の資格の提示、各課の書いておく記載とか、高齢者、後期高齢者医療の記載、介護保険の記載、国民年金、いろいろなものにかかわってきますので、やはり住基のほうをしっかりとやっていただきたいなど。要するに再問なんです、その住基にのっかって現在どのようにして調査しているのか。また、その調査によって調査をするように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 森本議員の再問にお答えさせていただきます。

議員は住民基本台帳法を非常によく調べいただきまして、本当に敬意を表します。

それで、阿波市では住民基本台帳に基づく住所地へ納付書などの発送を行っておりますが、居所不明で返されるものがあります。したがって、市民の所在確認の必要があると思っております。今後、関係各課と協議し、協力を得ながら実態調査を実施し、必要な処置をしてまいりたいと思っております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 140歳とか50歳の方はほとんど確率的に生きておられるちゅうんは無理だろうと思うんですが、やはり若い人、まちづくりのためにもいろいろな部分で居所不明者がおるっていうのはいかんことと、問題が多々出てくると思いますので、やはり今回のそういう高齢者の問題に限らず、そういう住民基本台帳の整備等々また確実にやっていただいて、市の行政なりへのやっぱり最低限の台帳の整備ですので、やっていてもらいたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。1点目の居所不明者についてはこれで終わります。

2点目なのですが、2点目はデジタル放送のデジタル化移行の対応についてでございます。

新市まちづくり計画の中に、市民に開かれたまちづくりの中から、平成17年度から平成19年度にかけて整備した地域情報通信ネットワークの充実、ケーブルテレビの整備の中から2問目の質問をさせていただきたいと思っております。

今回、合併特例債を利用させていただきまして、ケーブルテレビの整備を新市を挙げて総力でやってまいりました。公共の通常テレビ、一般市民の方々のテレビを公共の部分で光ケーブル化させて、それを通信網にも使うという意味で防災等々に利用する、またテレビをきれいに映すということで始めた事業でございます。ただ、来年の7月24日でしたか、デジタル化、完全デジタル化ということで、総務省、国のほうが何年か前からそういうふうなデジタル化に向けての対応に向けてのあれをしております。

今回3点ほど質問させていただきたいんですが、テレビ放送のデジタル化移行に対する対応について、1番のデジタル放送を受信するため各家庭ではどのように対応すればよいのか。それと、2番のケーブルテレビ加入者について、デジタルテレビやチューナーなどの普及率ほどの程度か。3番目に、加入者側でチューナー購入などをするのではなく、ケーブルテレビ側で機器を設置することにより対応はできないのかというこの3点を質問させていただきたいと思っております。

質問1に関しましてはちょっと読まさせていただくんですが、毎日のテレビを見ていますと、平成23年7月24日にアナログ放送が終了し地上波デジタル放送に変わります、地デジ化への対応はお済みですかとコマーシャル等が放送されております。デジタル化になると画面や音質がきれいになることや双方向番組などの多様な番組制作ができることなど、視聴者にとってよくなることももちろんあるわけですが、住民の方とお話をしてみますと、各家庭においてどのような対応が必要なのか、ケーブルテレビに加入していればアナログテレビのままだでもテレビを見ることができるのかなどの素朴な質問がよく聞かれます。市内にはケーブルテレビに加入されておられない方もおります。

そこで、基本的なことについて第1問の質問させていただきます。平成23年7月24日のデジタル化に向けて、テレビを視聴するために個人の家庭ではどのような受信対応をすればよいのでしょうかというのが第1問です。

質問2なのですが、徳島新聞の特集記事として、地デジ化あと一年という記事が何回かにわたって記載されておりました。この中に、5年程度前までは50%に満たなかつ県内

のケーブルテレビ加入率は毎年伸び続け、2009年度末で70.4%になった。それでも地デジ受信機の普及率は同時点で76.3%と、全国で下から5番目の低い数字にとどまっていると記事がありました。阿波市においても各家庭においてデジタルテレビの購入などはまだまだ進んでいないのが現状だと思います。そこで、第2点目の質問ですが、阿波市ケーブルテレビの加入世帯について、デジタル化率はどの程度進んでいるのか回答をお願いします。

質問第3弾ですが、各家庭には二、三台のテレビがあります。1台目の対応はできたとしても、家庭で視聴しているすべてのテレビについてデジタル対応テレビへの買い換えやチューナーの購入をするには多くのたかさんの経費がかかります。また、接続やチャンネルの設定などについては面倒なことも多くあり、高齢者世帯の方など対応に困られている方も多くおるのが現状だと思っております。そこで、提案なのですが、加入者側で個々にチューナー購入などをするのではなく、ケーブルテレビ局側で何らかの機器を設置することにより現在のままの視聴環境を提供することはできないのでしょうか。そうすればアナログ放送終了後の混乱も少なくなると思うのですが、どうでしょうか。この3点をお伺いさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 志政クラブ森本議員からはテレビ放送のデジタル化移行の対応についてということで3点の質問をいただいております。

まず最初の1番としまして、デジタル放送を受信するため各家庭ではどのように対応すればよいかということに対して答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、総務省は電波の有効利用のためにテレビ放送のデジタル化を推進しております。議員ご指摘のとおり、来年の7月24日に現在の地上波アナログ放送はすべて終了いたしまして地上波デジタル放送に全面的に切りかわっていきます。ケーブルテレビに加入されていない方がこのデジタル放送を視聴するためには一般的に3項目の対応が必要となります。

まず1点目に、受信アンテナの改修でございます。2点目として、アナログテレビにデジタルチューナーを接続するか、デジタル対応テレビを購入するなどの受信機の対応でございます。3点目につきまして、場合によっては宅内配線についての改修が必要となってくる、このようになっております。ケーブルテレビに加入されている方については、受信アンテナの改修は不要ですが、アナログテレビへのデジタルチューナーなどの接続やデジ

タル対応テレビの購入などについては、ケーブルテレビに加入されていない方と同様の対応が必要となってきます。

なお、総務省では、このデジタル化を推進するため、NHK受信料全額免除世帯で経済的な理由により地上デジタル放送がまだ受信できていない方への支援などを行い、デジタル化の推進に努めているところです。この支援内容の詳細については広報阿波9月号にも記載させていただいておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

続きまして、2点目のケーブルテレビ加入者についてデジタルテレビやチューナーなどの普及率はどの程度であるかという質問に対して答弁させていただきます。

阿波市ケーブルテレビの加入者は本年8月末現在で加入数1万3,269世帯、加入率は91%となっております。デジタル化率につきましては、去る8月16日から9月3日にかけて加入世帯の1割を抽出しましてアンケート調査を実施いたしました。集計結果をご報告しますと、各ご家庭には平均して議員ご指摘のとおり3.3台程度のテレビがございます。1台目のテレビにつきましてはデジタル対応率は76.5%となっており、23.5%の家庭においてはデジタル対応が全くできていない状況となっております。これは総務省が目標としている地デジ対応受信機の世帯普及目標率81.6%を下回っております。また、2台目以降のテレビも含めたデジタル全対応率につきましては24.2%となっておりまして、2台目以降のテレビについては75.8%の世帯について対応ができていない状況となっております。このことから、各ご家庭でのデジタル対応はまだまだ進んでおらず、特に2台目以降のテレビについては非常に低い数字となっており、このままでは多数のアナログテレビがデジタル化により受信できない状況となってくることが予想されます。

最後に3点目としまして、加入者側でチューナー購入などをするのではなく、ケーブルテレビ側で、阿波市側ということなんですけども、機器を設置することにより対応できないかということでございます。

本年2月には総務省から、地上波デジタル放送への完全移行に向けた受信環境の整備として、地上波アナログ放送の停波後も使用可能なアナログテレビを継続して使用したいという視聴者要望への対応や、2台目、3台目を含むアナログ受信機の買い替えなどに要する視聴者の経費負担の平準化などに寄与することを目的としまして、全国の有線テレビジョン放送事業者に対して、ケーブルテレビへのデジアナ変換の暫定的導入について積極的な取り組みを行うよう要請がございました。

本市ケーブルテレビとしましては、この要請を受けまして、県内のケーブル事業者に聞き取り調査等を行ったほか、先ほども説明させていただきました加入者へのアンケート調査を行ったところでございます。デジアナ変換とは、ケーブルテレビのセンター施設にデジタル波をアナログ波に変換して送信する設備を設置することによりまして、アナログ放送の終了後もアナログテレビでの視聴が可能となるものです。この設備を導入しますと、阿波市ケーブルテレビに加入している家庭においては受信機対応することなく、デジアナ変換することに同意をいただいたテレビ局の放送については現在のアナログテレビのままで視聴いただくことが可能となります。

しかしながら、この対応は暫定的な措置のため、平成27年3月末までしか放送することができないとの課題がございます。このため、徳島県内のケーブルテレビ事業者においても多くはデジアナ変換設備の導入を考えていること、また本市ケーブルテレビ加入者の多くのご家庭におきまして先ほど申しましたように2台目以降のアナログテレビの対応が進んでいないことなどから、総務省の要請も踏まえ、本市においてもデジアナ変換設備の導入を図りまして、加入者負担の軽減を図るとともに、来年7月24日のデジタル化へのスムーズな移行につなげたいと考えているところでございます。

なお、この設備導入に伴う事業費を今定例会の補正予算として計上させていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） はい、よくわかりました。ちょっと、もうちょっと簡単に、私の理解した範囲で、もう一遍、質問にもならん、ちょっと私の考えなんですけど。

今月も、今月号の広報にも地上デジタル放送受信のための支援についてという、総務省のほうのデジタル化への対応についての広報の中でちょっと周知が出てました。これ簡易チューナー、生活保護など公的扶助を受けている世帯とか低所得者とか、そういうふうな部分で簡易チューナーを無償で配付。テレビ、これ各1台ということなんですけども。今、テレビの普及率というのが、先ほどの質問の中でも阿波市の世帯数が1万4,500、それが3.3台のテレビがあるとすれば、単純に3台掛けても4万3,500台。4万3,500台に、仮に基本チューナーが大体今四、五千円分ぐらいすると思うんですけども、各家庭ほぼ1万5,000円か2万円ぐらいの、チューナーだけを取りつけるだけでお金が要ることになります。その2万円を単純に掛けましても大方9億円ぐらいのチュ

一ナー費、テレビを映す、民間、一般の方のお金が必要になると。デジタル化によってそれだけの負担がふえてくるわけなんですけども、私たちのまちもケーブルを公の部分で設置させていただきました。そういう部分でもやはり各家庭、本当は実際デジタル化に対しては後退になるかとも思うんですが、実際7月24日までの1年、これから1年先のデジタル化までに対応できない家庭がやっぱり多いと思います。少なくともやはりうちが、市のほうが9割今ケーブルのほう加入いただいとんですが、少なくとも入っていただいている方には十分安い投資で、一たんお金をかけんでも見ていただける。これ、実際の総務省のほうの電波法なんかいろいろあって、今詰めていただいとと思うんですが、そういうもう機器をつけていただいて、とりあえず見ていただくと。それもあと3年、来年7月24日から残りあと、それから引き続いて3年ということで、それまでに100%なるんで、やはりテレビの買いかえとか、そういう部分の対応は各個人の方にしていただかなければならないんですが、やはり多少の期間を持ってもらって、混乱を防ぐということで、それでよろしいんでしょうか。そういうことであるのであれば、今回の質問ももう一度集約していただいて、来月になるのか、再来月になるのかわからんですが、もう一度広報に、もう少しわかりやすいように、要するに今の状態でテレビを映せるんだというふうな部分を周知していただいて。ただ、4年先にはデジタル化なるんで徐々に買いかえていただけるといようなことで広報していただいたらと思います。それでよろしいでしょうか。はい、よろしく願い申し上げます。

(「ちょっと小休お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(岩本雅雄君) 暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時39分 再開

○議長(岩本雅雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

森本節弘君。

○3番(森本節弘君) 要するにちょっと市民の方混乱しないように。お年寄りとか、やっぱり映らんようになって初めてわかると思うんで、実際テレビが映らんようになって初めてわかると思うんで、それまでにやっぱり市民の方がわかっただけのような対応をお願いしたいと思います。2点目の質問はこれで終わります。

それでは、3点目の質問に入らせていただきたいと思います。3点目は、朝から阿部議員、それから正木議員もおっしゃったような財政のほうの問題になります。

新市まちづくり、阿波市まちづくり計画によって今の私どものまちづくりは進んでいっています。これは先ほども申しましたように10年間を基本に5年ずつの部分で今回もこの春に大綱プランを練り直しました。それをもとに今のまちづくりはやっております。

そして、合併っていう問題にちょっと考えを戻すんですが、平成の大合併が始まったのが1999年、以来合併を国は推進してきました。1999年3月31日時点で全国の市町村は3,232自治体から2010年のこの3月まで、3月31日には1,727自治体に激減しております。明治の大合併、昭和の大合併、そして平成の大合併と進んでいった理由は、要するに財政悪化からでございます。市町村の借金を合併によって効率化して、支出を減らすために国が財政上の特典つきの合併特例法等々を出して合併させていったといったら語弊なんですけど、実際は市町村の自主的な合併ということで進んでいったんですけど、実態はそうでなかったのかなと思います。

それで、もとに戻るんですが、やはりこの時期の10年、10年計画の中の途中、中間地点に入りました。地方の合併を検証したときも、5年ぐらいを基本に検証しないと、合併をしたから、合併しなかったからで、そのまちがよくなったか悪くなったかという部分は、その時点でないともある学者の方はわからないというか検証ができないと。10年もたってやったら、それが合併によってプラスになったものなのか、非合併によってプラス・マイナスが出たものなのかという、もうあやふやになってしまって全然わからないらしいです。ちょうど私たちの阿波市もその中間地点に差しかかりました。

昭和の大合併も、昭和40年に制定された市町村の合併の特例に関する法律から進んでいます。しかし、その10年前には昭和の大合併で30年前後には大きな合併が進みました。しかし、その10年後にも既に制定された市町村の合併の特例に関する、合併特例法ちゅうんはその時点でできています。これをもとに平成11年7月に法の一部改正が行われて合併特例債を柱とする財源措置をされたことによって、平成17年3月31日を期限とする時限立法で合併特例法ができました。それによって我がまち、私たちの阿波市も4町が合併いたしました。

その当時、政府は、ちょうど10年ぐらい前なんですけど、2001年を基本に、政府は歳出削減を目指すために20兆3,500億円っていう地方交付税を減額しようとしたらしいです。それが動き出すために、交付税総額を減すために合併を進めようとしたのが目的でなかったかなと。平成の大合併の特徴の一つとしては、やっぱり地方交付税の改革とセットになった部分が平成の大合併の目玉でもありました。国と地方のそのころの長期

の債務残高なんです、2002年度を見て債務残高は693兆円ありました。約700兆円です。そのときは、要するに1990年に返ってみますと、2002年度には2.6倍にふえております。要するに90年度の末では267兆円ぐらいです、長期債務残高。要するに300兆円なかったわけですが、今現在2010年、900兆円とも言われています。どんどんどんどん合併をすることによって交付税を減らそうとしたんですが、何にもなってないというのが現状です。

そこで、合併を推進してきた国また市なんです、何が特典かっていうと、要するに政府が合併の特典として用意したのは、地方交付税の算定の特典と要するに合併特例債というこの2点の特典が大きなセットです。この合併特例債はあくまで借金で成り立っていくのが合併特例債です。ただ、合併特例債以外にも、要するに臨時財政特別交付税措置、これは3年間、要するに1年目は5割、2年目3割、3年目2割と、3年間の交付税措置がございます。臨時財政普通交付税措置というのも5年間均等でございます。合併市町村補助金、これも3年間の均等です。合併推進交付金、これは予算の範囲内で交付が可能だということなんです、10年間の今の新市まちづくりの中の財政計画では、恐らく11年したときの算定がえが始まった時点、もう一つ要するに合併特例債の償還が始まった時点の財政計画を立て直しかんと、どんどんどんどん合併特例債を使うちゅうことはできないと思います。

我がまち阿波市の合併特例債の活用状況なんです、合併市、阿波市の合併特例債の活用限度額というのが決まっております。資本整備で約198億円、基金造成を含めまして基金造成が24億円ほどありますんで、合計で222億円ぐらいの部分が活用限度となっております。ただし、これは限度なん。今までに発行額が約50億円あります。平成17年度が1億5,000万円、18年度が2億2,000万円、そして平成19年度が3億6,000万円、これは要するに先ほどの質問にありましたようにケーブルテレビの部分が多いと思います。そして、20年度、21年度と6億円から7億円の発行額がございます。償還も15年、3年据え置き15年の償還になってます。金利11.8%の均等だったと思います。恐らく3年据え置きだったら17年度分はことしぐらいから、あ、去年から、去年ぐらいからもう既に始まっているんじゃないかということで。何が言いたいかというと、財政計画を今回見直される時期が来たんじゃないかと。10年間の財政計画は今言ったように特典がついとうもんですから10年間は絶対に大丈夫なんです。どんなに計算したって、もともとの合併の前の以前の部分の交付税措置をいただける。それに

増してプラスがあるんで、10年間は大丈夫な。その中で新市まちづくりは合併協議会のときに10年間を立てました。それをもとに今財政も進んでおります。

そこで、お伺いします。

合併特例債等の財政支援措置を総合的かつ効果的に活用するための検討計画は今10年以外にもっと先を見通した検討計画はしていないかどうか。実際しなきゃだめなんじゃないかなと私は思っております。

それと、新市まちづくり計画の1年間の延長、すなわち平成27年度までの変更、延長計画はあるかないか。阿波市4町は17年3月31日までをもった旧特例法で合併を成立いたしました。しかし、17年4月1日をもって合併をしております。旧の特例法をもって4月1日に合併した。要するに特例法、算定がえも皆そうなんです、全部そうなんです、合併年度を含むそれに続く10年となっております。しかし、今の私たちのまちづくりの10年計画は17年度から26年度までです。要するに1年プラス、17年から27年度までです。28年度から算定がえが始まります。償還も27年から始まります。そういう部分で今必要なのが財政計画の立て直しだと思います。

ちょっともう簡単に、ごくごく単純に書いたわけなんですけども、17年4月をもってきとんですが、実際10年計画して11年度から算定がえが始まります。そういう計算でいくと、合併11年度は、うちの計画では要するに9割、7割、5割、3割、1割の算定がえが起こったときに1年早く交付税が少なくなってくると、算定がえ。実際は17年の26年、27年、27年度1年分は交付税の措置っていうのは、大方試算ですが13億円ほどの試算したお金があります。要するに1年間得で、得っていう言い方おかしいんですが、利用できるお金は1年間13億円余分あると。これは特例債以外の交付税で。そして、1年間ずれることによって実際は1割、2割、2割、2割、2割と、算定がえで起こってくる交付税の激減緩和措置期間が1年でもずれることによって2割ずつほとんど減るんですが、私ざっと計算したんですけども、2割ずつ約13億円は1年間で交付税措置が、今現在合併の算定期間はあるということで、単純に回ってきますと、2割減るということは2億6,000万円ずつ減ってくるわけです。要するにこの交付税措置の増加額を計算に入れてやることによって実際使えるお金ちゅうんは13億円の1年分と2億6,000万円掛ける4掛ける1.3億円、1億3,000万円の2、要するに24億7,000万円ほどの交付税が余分に利用できるんじゃないかなっていうことでなります。

そこで、総務部長にお伺いします。

あくまで2番目の新市まちづくりなんですけども、こういうことを踏まえて、算定がえが始まる、それから特例債の償還が始まって、実際私が思うのは25年後、2030年ぐらいまでのシミュレーションをしないと返せない。さっきの合併特例債の活用限度額220億円あるんですが、実際これを全部使うと恐らく破綻になるんじゃないかなと思ってます。いまだにやっぱり合併せんかったほうが得だったんじゃないかなという試算しとともあります。よって、今現在お願い、お願いちゅう、新市まちづくり計画の変更を出して、5年後、27年度までの財政計画を、それから算定がえの財政、それからあと償還が終わる15年後の財政計画、シミュレーションしてまちづくりをやっていかないかのじゃないでしょうかということです。なぜかという、市町村建設計画の作成というのは変更手続きをしなきゃなりません。新市建設計画の作成は合併協議会が行うが、変更については合併後の合併市町村が行うことになっております。手続としては、合併市町村が新市建設計画の変更案を作成し、県知事に協議を行い、所要の調整を経て知事が異議のない旨の回答を行い、その後合併市町村の私ども議会の議決を経た後に合併市町村は変更した新市計画案を総務大臣、知事に送付するものとなっております。だから、今始めないとちょっと時間がないのではなかろうかと思っております。2つの答弁よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 森本議員の今後の合併特例債等の活用についての質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の合併特例債等の財政支援措置を総合的かつ効果的に活用するための検討計画は考えているのかということでございます。

市町村合併に係る財政支援措置にはさまざまなものがありますが、市町村建設計画に沿った事業にのみ活用が限定されているものが多く、合併特例債それから国の市町村合併推進体制整備費補助金、徳島縣市町村合併特別交付金がまさにそのものでございます。活用期限につきましては、合併特例債それから市町村合併推進体制整備費補助金については議員ご指摘の平成26年度までと現在のところはなっております。また、徳島県の市町村合併特別交付金については平成25年度までとなっております。普通交付税の合併算定がえにつきましては議員ご指摘の必然的に平成27年度までと、これは申請せんでも必然的になってまいります。このことから、普通交付税の合併算定がえにつきましては、議員ご指摘の激減緩和措置期間を含み平成32年度までとなっております。

次に、平成21年度までの合併特例債の活用状況でございますが、合併特例債におきま

しては基金造成も含んだ起債可能額、限度額ですけれども、これが議員ご指摘のとおり22億2千万円でございます。平成21年度末においては約49億3,930万円を活用しております。また、国の市町村合併推進体制整備費補助金につきましては、活用限度額4億8,000万円のうち平成21年度までで3億80万円活用しております。

次に、徳島県市町村合併特別交付金におきましては、活用限度額7億円のうち平成21年度末において3億6,108万7,000円を活用しており、当年度の平成22年度に国の合併推進体制整備費補助金、これ今年度の予算でございますが、1,900万円を計上しておりますので、国、県の補助金の今後の活用可能額は4億9,911万3,000円ということになります。

ただし、合併特例債なんですけれども、これにつきましては国、県の補助金とは交付金とは違いまして、議員ご指摘のとおり後年度に30%の税等による負担が必要でありますので、議員ご指摘の中・長期財政健全化計画を立てて慎重に運用することが重要であると、このように考えております。

また、これからの活用方法については、今までの5年半の実績を踏まえまして、今後阿波市にとってどのようなインフラ整備事業が必要か、市民目線で、また事業の緊急性及び費用対効果を検討しながら事業の優先順位等を的確に把握しまして有効活用していく必要があるかと考えております。この点につきましては先ほど正木議員の質問に答弁しておりましたように中期的なインフラ整備計画にもつながってくると、このように考えております。

そういうことで、現在庁舎建設とか市道整備、農業基盤整備及び子育て施設の整備、観光施設、教育施設の整備等さまざまな分野での事業を洗い出し、合併に係る財政支援措置のある期間に執行しなければならないものを早期に決定し、財政当局と協議しながら、議員ご指摘の中期財政計画を策定する準備を今後進めてまいると、このように考えております。

次に、2番目の新市まちづくり計画の1年間の延長、すなわち平成27年度までの変更、延長計画の考えはないかということでございます。

これにつきましては、市町村建設計画は議員ご指摘の合併特例法第5条によりまして、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としまして、合併市町村の一体性の速やかな確立及び市民の福祉の向上等を図るとともに均衡ある発展に資するよう合併前に策定されるものでございます。

また、議員ご指摘の市町村建設計画の事業内容及び1年間の期間延長につきましては、ご指摘のとおり手続を踏めば可能ではなかろうかと、このように考えております。合併市町村におきまして、市の将来を見据えた上で、真に市町村建設計画の変更が生じる場合は計画変更案を作成しまして、徳島県と事前協議を行い、異議がない旨の回答を得た後、市議会の議決を経て総務大臣及び県知事への計画変更の送付を行うものとされておりました。議員ご指摘のとおりでございます。本市の場合、平成17年4月1日の合併でありますので、合併特例法第11条の2によりまして、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り引用すれば平成27年度までの合併特例債の活用は可能であります。ただし、どの合併市町村の計画についても期間は10年間で策定しておりますので、まず計画期間の延長手続が必要であると、このように考えております。

次に、市町村建設計画の期間延長の理由が必要であります。合併前に策定した時点と現在の市のさまざまな状況の変化及び事業内容の追加等が代表的な変更の理由になると、このように考えております。基本的には合併特例債といえども先ほど申しましたように3割は将来世代が後年度に負担するものでありますので、説明責任が果たせるように慎重な判断が必要かと考えております。そのため、現行の平成26年度までの事業完成を基本的には目指しながら、先ほども言いましたけれども、早急に市の今後の事業計画を効率的に推進するため中期的インフラ整備事業計画を策定しまして、その後新市建設計画の変更理由が生じた場合はその提出について検討していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、議員ご指摘の早急にせないかんのでないかということで、平成27年度まで延長する場合に26年度とか25年度のご質問あつての変更っていうんはいかがなものかなというふうに考えておりますので、早急にそのあたりよく検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） よくわかりました。今から10年後、総務省がもう試算しとんですが、合併で経済効果が約1兆8,000億円出るらしいです。年間に1兆8,000億円、合併、全国で。市町村が合併したことによる財政効果。1兆8,000億円っていうのはかなりすごいお金なんです。実際今現在の日本の国家予算90兆円、90兆円分の1兆8,000億円、2%で終わる。要するに2%、これだけ苦勞して合併させて何の

効果かちゅうたら、効果が出てないっていう、出ないだろうと。1兆8,000億円、2%、ほとんど誤差範囲での効果。そういう合併を進めてきて、要するに私ども合併した中で何がプラスで何が得だったかという検証を起こしてやはり進んでいかないかんだらうなど。そこで、やっぱり国が用意したんが特例債であり算定がえの方法であって、実際は交付税の減額ちゅうんがもともとあって、マイナス要素を含めた、後退するような合併だったような気がします。

10年間の財政計画は楽だと思います。やはり償還期間を5年入れた部分とそれから、ああ、じゃなしに算定がえの5年、それとそれから償還終わる15年先を目指したシミュレーションを今やっていただいて、市長も今庁舎の位置も決まりまして、これもやはり特例債を使うであろうし、いろいろ保育園の統合、それから給食センター等々のいろいろなインフラ整備の予算も出てくると思います。ただ、220億円の限度額いっぱい使うと、とてもじゃないけど、やはりそこを今総務部長初め市長がきちんとした財政計画立てて、まちづくり計画をやり直していただきたい。要するに算定がえが始まって償還が始まる時には皆さんおられんと思います。私たちもどうかわかりません。要するにツケが後の世代に回ります。今しっかりした計画を立てといていただきたいと、そういうことで質問させていただきました。どうか早くこのまちづくり計画をもう一度洗い直して検証、今までのこの5年間を検証して、阿波市の発展のために考えていただきたいと思います。今回もう3つの質問、新市まちづくりを基本にさせていただきました。

これをもって森本節弘、志政クラブ代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで志政クラブ森本節弘君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番笠井高章君の一般質問を許可いたします。

笠井高章君。

○6番（笠井高章君） 6番笠井高章でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

ことしの夏は天気予報では猛暑という言葉は何回聞かれたことでしょうか。市民の皆様には体調管理に本当に苦労したのではないかと拝察いたします。ようやく夏も少々やわらかいに思われますが、秋の気配が感じられるまでにはしばらくかかるようでございます。

それでは、通告に従い順次質問を進めてまいりたいと思います。理事者各位には明確なご答弁をお願いいたします。

1点目と2点目は生活環境対策に関する質問でございます。

環境施策については地球規模の課題から生活に密着した身近なことまで取り扱う、今日行政における最も重要な事務事業の一つではないかと私は感じております。

それでは、1点目のごみの不法投棄と野焼きについて質問いたします。

最近、住民の生活環境に関する意識が非常に高くなり、その高まりとともに環境に対する関心にあわせて強くなっていますが、相も変わらず幹線道路、大規模道路、河川、道路等の沿線の至るところに不法投棄されたごみがあり、それがまた不法投棄を呼んでいる状況となっています。

また、野焼きについても同様に、夕方走行していると野焼きが禁止されているにもかかわらず相も変わらずもうもうと黒煙を上げて焼いているのが見られ、環境への影響ははかり知れないものがあります。地球温暖化、住民の健康被害の防止、観光を推進する観点から、阿波市からこれから一掃する努力がなければならず、大きな課題と思われます。

まず、平成21年度の不法投棄と野焼きについての市民からの苦情の件数と、その対応はどのようになっているのか。また、不法投棄箇所、野焼きの見回りは現状としてどのように行っているのか。また、行政として市民に対する啓発活動はどのようにしているのか。

以上の3点について質問いたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 笠井議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目の生活環境対策に関し、ごみの不法投棄と野焼きについてですが、1点目の市民からの苦情とその対応についてでございますが、不法投棄は大変な犯罪と考えております。不法投棄とは、その言葉の意味するとおり違法に物を捨てる行為であり、道路への空き缶等のポイ捨てから産業廃棄物の投棄など、さまざまなケースがありますが、罪は非常に重く、罰則は次のとおりです。

個人の場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方。

法人の場合は、1億円以下の罰金が科せられます。また、阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例により、違反者には5万円以下の過料が処せられます。

よく誤解されますが、自分の土地だから不法投棄にならないと思われている方もいるようです。しかし、他人の土地でも、自分の土地でも、みだりに廃棄物を捨てる行為は決して許されるものではありません。市民の皆様の手で豊かな自然を守っていききたいものです。ごみの投棄は大小に関係なく犯罪です。環境衛生課においても啓発や見回りに努力していますが、なかなか不法投棄は減らず本当に困っている状況です。

次に、野焼きについてですが、家庭でドラム缶やコンクリートブロックで囲った場所や素掘りの穴などのごみの焼却は禁止されております。野焼きは、ばい煙や悪臭の原因になるとともに、特にビニール類を焼却するとダイオキシンを大気中に飛散させる原因になり、法律で禁止されています。ダイオキシンは非常に毒性の強い物質で、特定の施設で適正に処理を行わなければ大気中に飛散し、健康に特に悪影響を及ぼすこととなります。ごみの処分は、ごみカレンダーに従って各地区のごみステーションで適正に処理を行っていただきたいと思っております。

また、庭木等の剪定した枝も焼却せずに、収集日に指定された方法で出していただきたいと思っております。

また、住民から野焼きに対しての苦情の連絡があれば野焼き現場に行き、法律等の説明を行い、必要があれば指導等を行っております。

平成21年度のごみの不法投棄の件数は17件、野焼きの苦情件数は12件となっております。

なお、野焼き禁止の例外と規定された行為であっても、たき火と称してビニール類の焼却は禁止されております。また、環境衛生上支障を与え、苦情等のある場合は焼却をやめてもらっております。

2点目の不法投棄、野焼きの巡回についてですが、不法投棄や野焼き、雑草等の苦情の連絡があれば速やかに現場に行っております。また、現在環境衛生課では墓地や合併浄化槽の現場に行った際にも不審な煙や不法投棄を目撃した場合、このことに対応しております。

3点目の啓発活動についてですが、今後においても不法投棄、野焼き等、市民からの苦情に対しては速やかかつ適正に対応し、啓発活動等についても広報紙やケーブルテレビを活用して、今まで以上に住民に周知してまいりたいと考えております。

また、定期的なパトロール、県保健所、警察との連絡を強化し、不法投棄、野焼き等に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） 再問いたします。

ただいま部長からの答弁をいただきました。不法投棄、野焼きに対する罰則は非常に重く、阿波市においてはポイ捨て等を禁止する条例も施行されていますが、罰金、過料を科す措置についてはどのように実行されているのか。また、不法投棄の防止には防犯カメラの設置が有効な対策の一つでないかと考えますが、不法投棄が多発している箇所への防犯カメラの設置についてはどのようにお考えか。

以上の2点を再問としてお聞きいたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 笠井議員の再問にお答えさせていただきます。

1点目のポイ捨て等に対する罰金についてですが、この法則の適用につきましては警察と連携を図りながら対処してまいりたいと思っております。また、「しない、させない、許さない」をスローガンに今後とも啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

2点目の防犯カメラを設置できるのか、またはするつもりはあるかとの再問ですが、これにつきましては、防犯カメラの設置はN T T、四国電力の許可を得て電柱等を使用すれば設置可能です。今後、特定の場所で悪質な不法投棄が繰り返されるようであれば、費用のこともありますので、財政課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） この件に関してはこれで終わります。

続きまして2点目、野犬及びイノシシ、猿の被害防止対策についてであります。この件につきましては平成22年第1回定例会において同僚議員の藤川議員が質問されておりますが、再度私のほうから質問させていただきます。

朝夕の散歩時に野犬の群れに出くわす場合がありますが、大きな野犬が四、五頭となると恐怖を感じ、通り過ぎるのを待っての散歩をしているほうが現実だろうと思われま。小学校の通学路の周辺など含め市内各地で出没しており、幸いにまだ被害には遭われておられないようですが、被害が起る前に事前の対策を講じ、市民が安心して散歩ができ、

また子供たちがおびえながら通学をさせないためにも野犬対策の充実は不可欠と思われま  
す。

また、中山間地区においてイノシシ、猿が繁殖し、それにより農作物の被害も増大し、  
地域住民には多大な精神的、経済的な負担をこうむっている状況であります。

そこで、市としてどのような施策を講じて地域の住民が安心して安全に暮らせる対策を  
していくのかお伺いたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 市民部のほうからは野犬対策について答弁させていただきます。

野犬につきましては阿波市内全域で生息していると思われます。市内の生息数の多少は  
もとより、人へのかみつきの危険性、農作物や家畜等への被害も心配されるところです。

一方、徳島県動物愛護管理推進計画に基づく殺処分頭数削減目標等の趣旨を勘案する  
と、従来どおりの捕獲対策のみを繰り返すだけでは野犬の根絶及び殺処分頭数の削減のい  
ずれの問題の解決にもつながるものではないと考えます。

阿波市の野犬の生息状況を見ると、特に野犬の集団化が見られる地域が多く、十分量の  
えさの存在や子育てをする空き家や空き地の点在が挙げられます。愛護センターによる捕  
獲作業は毎週火曜日のように実施しております。捕獲おりによる捕獲についても、通常の  
捕獲同様、断続的に実施しているものの、多数の犬を一度に捕獲することはできない上、  
一度に数頭捕獲すると野犬の警戒心が増し、それ以上の捕獲が難しくなります。

平成21年度の阿波市での野犬の捕獲頭数は312頭となっております。ちなみに県全  
体では1,579頭となっております。

阿波市の野犬に対する対策といたしましては、1点目、狂犬病予防法に係る犬の登録制  
度の実施、狂犬病予防注射の実施、2点目、犬猫の避妊、去勢手術への補助金の交付、3  
点目、広報等による犬の飼い方などの周知、4点目、野犬捕獲用おりの貸し出し等を実施  
いたしております。

今後の対策といたしましては、野犬の生息数の多さはもとより、人へのかみつきの危険  
性、農作物や家畜等への被害等の犬害、犬の害防止の観点から、県の機関である動物愛護  
センターに野犬の捕獲を引き続き要望し、当該地区における野犬対策を各方面から総合的  
に効果的に野犬対策を実施したいと考えております。

野犬の捕獲に対する助成制度を設けてはとのご提言でございますが、動物愛護の観点等

からも実施することは難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 産業経済部から笠井議員のご質問でございます中でイノシシ、猿対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

中山間地域においてはイノシシ、猿が繁殖し、農産物の被害が増大していますが、21年度のイノシシ、猿の捕獲頭数は幾らなのか、また市は現在どのような対策をとっているかというふうなことでございますけれども、まず最初に21年度のイノシシ、猿の捕獲頭数でございますが、イノシシの捕獲頭数は129頭、猿につきましては19頭の捕獲実績でございます。

次に2点目、有害鳥獣についての対策でございますが、まず市内の被害状況でございます。平成21年度におきましては、ビワ、葉たばこ、ブドウ、クリ、カキ、水稻など多種の農産物に被害を及ぼしております。また、菜園を荒らしたりする被害も発生をいたしております。本年度においても同様の被害が発生をいたしております。

現在、市の対策といたしましては、地区の猟友会に有害鳥獣駆除を委託しており、猟友会によって、わなや銃器による捕獲を行っていただいているところでございます。また、市民の方から相談があった被害に対しましては、試験的にロケット花火を提供して、威嚇による追い払いなどの実施をいたしております。また、現在農家の方におきましても、被害を受けないための対策として、トタン、網、電気さくなどを設置し、有害鳥獣から農作物を守る取り組みを行っていただいております。

市といたしましても、有害鳥獣による農作物の被害の抑制につきましては、銃器やわなによる捕獲は一定の効果があると認識をいたしております。しかしながら、捕獲班による駆除は万能ではなく、被害防止の一部であります。農家の方につきましても、みずからが被害に遭わないよう予防していただければというふうに考えておるところでございます。捕獲による個体数の低減と農家の皆さんみずからの防護といった両面から引き続き有害鳥獣対策を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） 再問いたします。

ただいまそれぞれ担当部長からご答弁いただきました。イノシシ、猿による農作物の被

害については、中山間地区、阿讃山麓一帯においては地域の方々を本当に悩ませる問題だと思います。被害の防止に向け、市だけではなく猟友会とともに協議しており、効果の対策を講じていただきたいと思います。その点について再問としてお尋ねいたします。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 笠井議員の再問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員が言われるように、農家の方々にとっては日ごろから丹精を込めて栽培した農作物が収穫前に有害鳥獣の被害に遭うというふうなことで非常に困っておるという状況がございます。営農の意欲をなくしかねないような状況もあるわけがございます。それで、市といたしましても有害鳥獣対策は重要な課題であるというふうにも考えております。今後も被害防止に向けまして、なお一層猟友会と連携を図りながら、捕獲対策を柱とした有害の捕獲駆除について進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） この件はこれで終わります。

次、第3、次に教育問題について質問いたします。

そのうちの1点目は、子供たちの体力づくりについてお尋ねいたします。

日本を担う将来ある子供たち、教育の重要性を改めて感じるところであります。知育、徳育、体育のバランスとれた教育が大切であると思いますが、今日全国的に子供たちの体力の低下が懸念されています。徳島県においても小学5年、6年生のすべての子供たちに体力をつけるための目的に万歩計を持たせ、日ごろの歩数を四国八十八カ所に記すという興味を持たせて歩き、体力の増加を図る取り組みも行われているようです。そういった中で、阿波市として子供たちの体力づくりをどのように考えておられるのか。また、どのような対策を進めておられるのか、お聞きしたいと思います。

続いて2点目は、幼児教育の充実についてであります。

子育て、そして幼児教育とは、小さいときから教育にその子供たちに多く影響されていくことと思います。幼児教育の充実は人間教育の根幹に携わることであり、大変重要性があると考えます。

そこで、質問ですが、幼児教育の充実について、阿波市の教育委員会としてどのような考えやビジョンを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 笠井議員からのご質問にお答えいたします。

ご質問は子供たちの体力づくりということでございまして、この体力づくりについてどういうふうに考えているのかということでございます。

まず、人間形成、それは何ととっても健康でなければならないし、また体力があるということであると思っております。私たち教育者は、先ほど議員から申されましたように、知育、徳育、体育のバランスのとれた人間形成を目標に教育を行っておるところではございますが、その基盤は体力であるというふうに私自身も考えております。

議員からご指摘ありましたように、今全国的に子供の体力の低下が心配されておるところでございます。中でも徳島県は低く、阿波市におきましても調査の種目によっては全国平均または県平均の下に位置する種目もあります。

この調査は全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものでございますけれども、全国の中学2年生と小学校5年生で行われ、その種目といたしましては握力、握る力でございますが、それから上体起こし、それから反復横跳び、持久走、50メートル走、立ち幅跳び、それからソフトボール投げ等9種目を測定し、点数化して比較したものでございます。

その調査を分析した中に体力の合計点が高いのは、小学校では朝食を毎日食べる、かつ睡眠時間を8時間以上とる、かつ1日のテレビ視聴時間、テレビゲーム時間も含めとんですけれども、これが1時間未満を実践している児童の割合が多い学校は体力の合計点が高い傾向にあるというふうに分析されております。また、中学校の調査の中では、運動好きになるほど1日のテレビ視聴時間が短い傾向が見られるというふうなこともわかっております。

このようなことから、子供たちが健やかに成長していくためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が必要だと思えます。しかし、最近の子供たちを見ると、よく体を動かし、よく食べ、よく寝るという成長期の子供たちにとって当たり前のことがなかなかできておらず、基本的な生活習慣が大きく乱れておるのが現状ではないかなというふうに思います。

こうしたことから、学習意欲や体力、そして気力の低下の要因の一つとして指摘はされておりますが、さてこのような現状から阿波市教育委員会といたしましては、体力づくりと体力向上のためには、まず一つは学校の体育の授業の充実はもちろんであります、運

動の機会をふやすための環境づくり、望ましい生活習慣や運動習慣の啓発が大切であると思っております。今、教育委員会では10年先を見据えた阿波市教育振興計画を作成中がございます。その中に体力づくりのための内容もしっかりと位置づけております。

対策といたしましては、過去にはよくありましたが、グラウンドを回って、その距離を四国一周とかというふうなことがございましたが、今回一つの例でございますけども、それぞれの学校には遊具もあればスポーツ用品もあれば、体育館、体育施設、中には学校に木登りができる木がある学校もございます。そういったいろいろ遊具等を組み合わせながら学校独自で、いかにすれば体力の向上に図れるかということを研究していただき、それを創意工夫によって実践していただくというふうに考えておるところでございます。

また、体力づくりは学校のみでなく、やっぱり何といたっても家庭、地域を挙げて推進していくことが大切であると考えております。先月8月23日に行われました土成緑の丘スポーツ公園でのNHKラジオ体操、800人余りの市民の方々がご参加いただき、これも体力づくりのための意識づけとして大きなきっかけとなりましたし、毎年実施しております5月のチャレンジデー、また阿波市ジュニア駅伝、そしてまた阿波シティマラソンへの参加をしっかりと呼びかけていきたいというふうに思っておりますし、今阿波市内で活発に活動されております阿波市の社会体育協会と子供たちとのかかわりも今後広げていきたいというふうに思っております。これが1点目のご質問に対するお答えです。

2つ目は、幼児教育の充実と今後のビジョンについてということでございまして、幼児教育、これは幼児というのは1歳から5歳までを幼児と言われておりまして、その幼児教育の重要性を教育基本法の中に明記されております。ちょっと読ませていただきます。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適当な方法によってその振興に努めなければならないとあります。

幼児期では子供の発達を考え、身近な人や自然、物とのかかわりをしっかりと教育の中で生かしつつ、いわゆる環境を通して行う教育ということの基本といたしてございまして、もう少し変えて言うなれば、遊びを通じた指導を中心にしております。その遊びは子供たちにとっては学びであるというふうにとらえておるところでございます。

阿波市におきましては幼稚園は9園ございまして、すべての園で4歳児、5歳児の2年保育を行っております。地域によって4歳児の園児の数が多少ありますけれども、現在423名が幼稚園児として通っておるところでございますが、幼稚園の教育要領に従い、常

に指導計画を作成し、幼児の発達をしっかりと見据えて、創意工夫を生かしながら保育に取り組んでおるところでございます。もちろん、この保育した後ですが、点検、評価といったこと、あるいは計画の見直し等にも努めております。子供たちのよさをしっかりと生かすためにしっかりと見据えて、その子供たちを保育しておるとというのが現状でございます。

それから、この幼児期の教育は小学校へとつなげていかなければなりませんので、そういった幼稚園、小学校との連携もしっかりと今力を入れて研究し、実践しているところでございます。

それから次に、今後阿波市として幼稚園教育、幼児教育を充実発展させるためにはいろいろとありますけれども、人的な環境の整備を図っていきたいと思いますし、また幼児教育の指導者の人事交流の中でお互いにいいところをそれぞれの幼稚園で生かしていただくということも大事かと思っております。要するに、今後さらに安定した指導体制、研修体制ができるような人的環境を整えていきたいなというふうに思っております。

それから、幼稚園教育等ありますけれども、私は何といたっても大事なことは家庭での教育力だと思えます。親子のきずなこそ幼児教育の柱と考えておりますので、こういった点それぞれのご家庭ではしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

大変長くなりましたが、最後に、今国で考えられております子供、子育て支援システムの基本制度、これはこれからの幼児教育のあり方ということで国のほうから今現在考えておまして、こども園という形に変わってくると思います。そしてまた、その保育所、幼稚園のあり方が大きく今後変わると思われまます。こういった国の流れをよく見据えた上で幼児教育のあり方を今後しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） 再問いたします。

ただいまの教育長の答弁をお聞きし、本市の教育にかける熱意が伝わってまいりました。体力づくりのための取り組みについてもお聞かせいただきましたが、近年特に学校給食での地産地消の推進など、食育、食欲ということが言われておりますが、体力づくりのために食育は大きな要素ではないかと考えられます。

そこで、再問として、体力づくりのための食育指導をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（岩本雅雄君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 笠井議員の再問にお答えします。

体力づくりの基本は運動はもちろんですが、食育指導はどうされているのかということでもございました。このことにつきましては先ほど全国の調査の中からも出てきておりまして、朝食を毎日食べている集団は毎日朝食をとってない集団より体力の合計点が高いというふうなことも報告をされております。

阿波市といたしましては、児童・生徒の実態を知るために昨年調査をしました。その結果、毎日朝御飯を食べているのは88%でした。子供たちが健やかに元気に過ごすためにも食は重要でありまして、中でも朝御飯の摂取が大切であると考えております。本市では学校栄養教諭、学校食育リーダーを中心とした阿波市学校食育推進委員会を平成20年7月につくりまして、学校、家庭、地域と連携して子供たちの健全な食生活の実現に向けて指導、推進いたしております。

朝御飯に関する具体的な取り組みといたしましては、本年は阿波中学校校区の幼稚園、小学校、中学校の保護者と中学生を対象に「バランスのよい食事ってなあに」というふうなタイトルで講演会を開きました。保護者を対象に簡単にできる朝食のメニューの料理教室や、子供たちには給食時間や授業の中でも朝食の重要性を話ししております。子供たちの体力の向上や基本的食生活習慣の確立に向けた取り組みを地域全体で推進していきたいと思っております。

また、学校給食の材料等につきましては、地産地消の推進にもできる限りの努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 笠井高章君。

○6番（笠井高章君） ありがとうございました。

今後におきましても先生方、保護者の皆様、地域の方々の協力関係をさらに深めていただき、将来の阿波市を担う子供たちが健やかに成長するための環境づくりに教育委員会を初め市行政にはご努力をお願いいたしたいと思っております。これは答弁は要りませんので、私の再問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで6番笠井高章君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後 3 時 1 7 分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

藤川豊治君。

○2 番（藤川豊治君） 議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

初めに、この場をおかりいたしまして、9 月に入りましても暑く、市民の皆様に、ことしの夏は異常なまでの猛暑の中、残暑お見舞い申し上げます。

質問事項に入ります。

1 項目で、全国で今問題になっている高齢者の所在不明について、2 項目、市の発注工事について、3 番目、阿波市の人口減少が続いてますので、その対策と方針について、以上 3 項目について質問を行います。

1 番の高齢者の所在不明問題について、先ほど森本節弘議員の質問と少し重複しますが、質問いたします。

高齢者の所在不明が相次ぎ、行政の怠慢が明らかになっています。日本は世界の中で長寿国家で名を売っていましたが、実はそれは虚構ではないかと外国のメディアは報道しております。そして、今自治体が把握している 1 0 0 歳以上の不明者は先日 NHK の報道によると 3 5 0 人に上ることが明らかになっています。東京 1 3 人、大阪 8 8 人、京都 2 1 人、兵庫 1 1 2 人など、大都市に集中しており、東北や北陸などの 2 6 県は一人もないということです。大阪市は 1 0 0 歳以上の 8 5 5 人のうち 6 3 人が所在不明で、6 0 人については各区役所が居住実態がないことを既に把握していたが、本庁に報告せず放置していたことが明らかになっています。一方、県内でも阿南、美馬、三好の 3 市で 1 2 0 歳以上の 3 3 4 人が戸籍上生存していることが 8 月 2 6 日、徳島新聞の聞き取り調査で明らかになっています。いずれも住民登録はなく、市が除籍作業を怠っていたことが判明しています。

では、阿波市では戸籍上の所在不明者はいますか。1 0 0 歳以上、9 0 歳以上の生存者は現在何人いますか。ご報告をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 藤川議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目の高齢者の所在不明問題で、阿波市では100歳、90歳以上は何人いるかのご質問でございます。高齢者の所在不明問題についてでございますが、代表質問で先ほど議員は言われましたが、森本議員のところで答弁をさせていただいておりますので重複する点があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思ます。

戸籍上の高齢者の調査を行いましたところ、100歳以上が280人でした。そのうち戸籍の付票に記載のあるもの、戸籍の付票に記載のあるものというのは、住民票と同様に住所履歴をあらわすものでございますが、26名で、254人が所在不明者です。90歳以上100歳未満が688人で、うち付票に記載のあるものが633人で、差し引き55人が所在不明者となります。

なお、戸籍上の所在不明者が多数存在しますが、今後調査を行い、慎重に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今答弁で、驚く数字ですね、これ。90歳から100歳が688人。

所在不明が55人、驚く数字でございます。ほんで、やっぱり戸籍を抹消し、住民票に明らかにする、いない人は抹消するという手続を誠実に早急に責任を持ってやっていただきたいです。

問題は、新聞紙上をにぎわしているのが不正受給です、年金の、また祝い金など。家の戸棚の白骨死体と寝泊まりしながら不正に年金をもろてるという、そういう税金を不正に受給しとるというの全国で出ていますけど、阿波市では長寿祝い金を支給していますが、これは何歳以上で毎年何人に支給し、本人確認はどのようにしているのでしょうか。職員が行くのか、ほれとも民生委員が行って、ほれとも証明書なんかの書類上の確認で済ませているのか。本人確認、職員が行ってしとるのか、民生委員が行つとる。それを長寿祝い金で、何歳以上で、100歳の人にも何人長寿祝い金を支給しとるのか。阿波市のこういう年金の不正受給問題はあるのかないのか、お聞きしたいと思ます。

ほんで、この阿波町、昔の、今阿波市家畜市場事務所があります、写真が。ここにも高齢者が、年寄りが、80超えた老人が住んでいるんやけど、こういう生活。きのう確認したらおります、腰が曲がって、おばあちゃんが。これも3月の選挙のとき行て見てこいと選挙民に言われたんですけど。こういう人たちには市の住宅を抽せんでなしに優先的にこ

ういう人にやっぱり入るといのが温かい行政の姿ではないでしょうか。安心・安全と言いながら、阿波町時代の家畜市場に一人細々と生活しよる老人の、こいう人にも阿波市は確認しとるんでしょうか。

ほれの前に、今の長寿祝い金と100歳以上の祝い金は何人おって、本人確認をしとるかどうか、報告をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 藤川議員のまず1点目の長寿祝い金、内訳ということがあります。現在、社会福祉課において、阿波市長寿祝い金支給条例によりまして、9月1日現在において77歳以上の方に対して長寿祝い金を支給しています。この支給につきましては、毎年住民基本台帳により該当者を調査しまして、77歳になられましたら本人に通知を送付します。そして申請を行ってもらっています。該当者につきましては5,016名です。

それと、2点目の本人確認できているかということでもありますけれども、今回100歳以上の不明者問題が全国的に問題になっているということで、県の長寿保健政策局より調査の依頼がありました。担当職員が調査をしました結果、阿波市におきましては今年度中に100歳を迎える方を含む25名全員の確認がとれておるところであります。

以上、答弁させていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、健康福祉部長から25名、100歳以上の確認がとれているということをお答弁いただきましたけど、年金のほう、100歳以上も確認をできとるんですか。100歳以上の年金をもらとる人も本人確認。今の答弁は祝い金。

○議長（岩本雅雄君） この項に関しては最後の質問になります。それでよろしいか。

○2番（藤川豊治君） はい。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 藤川議員のご質問ですが、年金事業といいますのは国民年金法で政府が管掌する政府の国のほうの事業になりますので、阿波市としては年金の支給に関しては把握できないというか関与しておりませんので、年金に関しましては諸届とかそういうものは阿波市のほうで事務はやっておりますけども、支給に関しては国のほうの関係になりますので、済いませんが、そういう把握のほうはできておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、問題になっているので、税金の不正受給でお聞きしたんです。市じゃなしに国のことということなんですけど、できる範囲での市の立場で、祝い金からは本人確認しとるということですので、これ以上の質問は控えさせていただきます。けど、先ほどの驚く数字、実態と合うてないのが明らかになったので、早急に是正してもらいたいと思います。

次の2の市の発注工事について。

産業建設委員長しよんので一度見に行けと声をいただきまして、先日御所小学校とか行ってまいりました。ほのことについての工事の検査基準についてお伺いしたい。21年度の小・中学校の発注件数は幾らか。まだ、すぐにはできないということですけど、次に工事完了後の検査基準をお聞きしたい。どのような検査をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 藤川議員の市の発注工事について、1番目としまして検査基準について答弁させていただきます。

阿波市では平成20年度より防災対策課内に入札契約及び検査担当部局を設置しております。これは公共工事における発注事務及び工事検査事務を工事監督の部局から分離することによりまして、品質の確保や発注に当たっての公平性、透明性をより一層高め、公正な競争を促進するために設置しております。現在、担当部署には職員2名、主幹1名、課長補佐1名と検査官2名の4人体制で事務を行っております。

工事の検査基準関係につきましては、平成20年6月に阿波市工事検査規定、工事検査基準、阿波市工事成績評定要項の改正をしております。これらはすべて徳島県の基準に準拠して作成しております。竣工検査とは、請負契約約款第31条に規定する完成を確認する等の検査でございます。工事が請負契約に係る設計図、仕様書、その他契約関係図書に定めたとおり履行されているかどうかの確認を行うものでございます。この検査時に出来高寸法や品質が設計図書どおりに履行されているか確認するわけでございますが、検査内容によっては検査密度が工事検査基準により定められているものもございます。例えば道路改良工事の基準高であれば、100メートルに1カ所以上というふうに定められております。また、測定箇所における規格値は徳島県土木工事施工管理基準に定められておりまして、これを準用しております。先ほどの基準高ではプラス・マイナス30ミリとなっ

ております。その他出来高寸法でなく、品質も満足されるものではありませんので、各書類関係での確認も必要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、総務部長から説明ありましたが、先日御所小学校へ行ってきました。県内産の杉を利用して、この学校では平成18年に完成、改築を行われています。小学校の改築が行われましたが、使用した杉に水分が多く含まれた結果と思われませんが、普通家では十分乾燥させた後建築に使用しているのですが、現場を見ると継ぎ目は節間だらけで、柱にも割れ目ができて、至るところに割れ目があります。この杉も割れたやつで、この継ぎ目、すき目、ほれから学校の部屋にも傾きがあって、ほで先日5日前行ったんですけど、これほんで改修した結果がこの写真で、業者が改修、補修したと言われてるのやけど、これでもまだ。ほで、こういうすぎ目、割れ目ができそうなときに普通の家ではりん抜きと言われるのを普通行われるんですけど、こういう対策も行われていないんです。余りにもずさんな工事。検査は、ほのときに通っただけですね。検査後、水分はというか乾いて、こういう割れ目が、小学校の校長は、補修したけどまだようけすき間だらけですということです。訪れた文教厚生委員の中からも言われた、見に行てこいよ言われて行ってきましたけど。

また、これ阿波中のもと体育館跡、これも4年ぐらい放置されて、ようやくことし舗装して、7月ごろに言われたんですけど、雨が降って、ゆうべの雷雨で一時的に雨が降ったんで水たまりがたまっただけですけど、これが。ゆうべの少しの未明の雷雨でも水がたまると。ほんで、こういうのただ舗装したらええだけで、これもっと大雨が来たらもっとひどいらしいんで、見た人、議員も多くおるんですけど、こういうのも一体検査をして、検査が甘いんじゃないかという声が上がったんですけど、この辺のもっと、設計と今言った設計基準、設計に基づいて検査基準しとると言うんですけど、この辺が設計と検査のときのどのようにはんま検査しよるか、一体不思議です。せつかく市民の国の税金をもらうてしとんのに、こういう公の学校のことが、まだほかにもあるらしいんで、まだ僕は行てないんですけど、普通工事は1段、最近では1段抜きでやるのが3段工法でやると言われとんです。ほういうところもあるので、学校で。補修しても、こういう状態で割れ目がある。もう一度検査し直して、業者に、発注した業者、した人に責任持って指導できませんか。する考えないか、お聞きしたいです。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 今、藤川議員のほうから御所小学校の木材の割れでありますとか阿波中学校の舗装工事についていろいろご質問ございました。

御所小学校の件につきましては、今ご質問のように徳島県の杉を使用いたしております。それで、杉の木材の使用ですけれども、杉の1等、これにつきましては敷居でありますとかかまちに利用いたしております。ということで、当然1等ということで節は入っております。そういう設計でございます。

また、乾燥がされておらなかったというふうなお話でございますが、乾燥には人口乾燥と自然乾燥というものがございます。御所小学校につきましては自然乾燥ということで木材を使用いたしております。この自然乾燥につきましても、公共建築工事標準仕様書というのがございまして、それによりますと水分率、含水率と申しますけれども、それが20%以下でないといけないという規定になっております。それで、御所小学校の木材につきましては測定をいたしまして、含水率につきましては11%という結果が出ておりましたので、その木材を使用して建築をいたしております。ただ、ご質問のように、当然現場を見た折には柱あちこちに割れが生じております。通常の一般住宅でありましたら背割りというのも実施をしておりますけれども、御所小学校の木材につきましては背割りはいたしておりません。

それで、補修をしておるのにかなりの割れがあるというお話でございますけれども、私も業者と話をいたしまして、夏休み期間中に補修のできる部分については補修をやってくれというお願いをいたしております。例えば建具が一部あけ閉めがしにくいという分につきましては補修は完了いたしております。また、柱の割れの大きいものにつきましては、今現在どういった工法が一番有効かということで、建築事務所でありますとか専門の機関でいろいろ今調査研究をいたしております。その方法が決定次第、補修をしたいというふうに考えております。ただ、今写真をごらんいただきましたように割れの大きいものにつきましてはございますけれども、構造上の強度で申しますと貫通割れがしていない場合につきましては、割れがあるものとなないもの、強度的には試験結果についてほとんど差はないという結果も出ております。貫通をいたしますと強度が低下するということで問題が発生いたしますけれども、今のところそういったところは見受けられませんので。非常に割れのひどいものにつきましては今後対応していきたいというふうに業者のほうにも話をしております。

次に、阿波中の舗装でございますが、先ほど藤井部長がご答弁申し上げました中に工事検査基準で基準高プラス・マイナス30ミリというようなことでご説明を申し上げました。そういったことで、阿波中の舗装につきましても非常に舗装面積が広いということでありましたので、駐車場内に2本のラインを指定いたしまして、3メートル置きに高さの検査を実施いたしております。それで、その高さ管理の基準値、プラス・マイナス30ミリをいずれも一応クリアしておりましたので、工事については竣工しておるというようなことで受け取りをいたしております。ただ、ご指摘のように雨が降りますと路面に水がかなりたまっております。そういったこともありまして、今後しばらく期間を置きまして再度検査をして、手直し部分が当然出てくるとお思いますので、業者のほうには手直しをするような話もしております。契約約款第41条の中に瑕疵担保という規定がございます。それで、工事完了後受け取りをしてから1年以内につきましては瑕疵担保の責任がございますので、その期間内に再検査をいたしまして、悪いところはすべて手直しをするということで業者のほうにも話をいたしております。もうしばらく時間をいただきたいというふうにお考えしております。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） ゆうべの雨で、少しですけども、これも4カ所から5カ所です。もっと雨が降ったら水たまりが多いんですけど。この業者も何かもう機械が古うて、余り水平というか、できないといううわさも出てきとんですけれど、ちっと。だけん、いや、まだ1年以内であれば再検査と業者に再補修さすということですので、今後市の工事、学校関係だけでなしに道路関係にしても、せっかく国の補助から皆さんの市民の税金で行っているんで、やっぱり皆市民から甘いんではないかと言われないうように、設計基準は県の基準に基づいてと。で、設計と。設計自体も甘いんではないか。設計に合うとったらええんでというんではなくて、そういう点でもっと厳しくやってもらいたいと思います。補修するということですので、ぜひ再検査して。普通の家では怒ってお金は払いませんので、もう一回やれということになりますので。もうお金は既に払うと思うんですけど、普通やったらお金は払わんと言うて、返せと言うぐらいですので、厳しくやってもらいたいと思います。

以上で、次の3番目の阿波市の人口減、それについて対策を。

1番目、若者がふえる定住対策は。

平成17年4月に阿波市は誕生し、はや5年がたちましたが、その合併時、平成17年

3月末で阿波市の人口は4万3,116人でありましたが、5年余りたった現在、平成22年8月末で4万1,192人、この5年間で1,924人減少しております。毎年384人が人口減っております。このままいくと、あと5年もたたず、あと4年で完全に4万人を割り込みます。

きょうの徳島新聞に載ってますけれど、農林水産省が7日発表した2010年の農林業センサスによると農業就業人口も260万人で、5年前に比べて、阿波市の合併前に比べて75万人、日本全国で農業就業人口減少したと。これも高齢化の影響だと思いますけど、阿波市でもこの5年間、農業就業人口もかなり減少していると思います。

今、何よりも人口減少は、市の発展、阿波市の活性化にはつながりません。税収も減少し、活力をなくし、人口減少は生産力を低下させ、経済を不況に追い込みます。そして、衰退の一途をたどります。今一番求められるのは、農業、阿波市の農業立市と、ほれに力を入れるのもいいですけど、阿波市の人口減少を食いとめ、人口をふやす多様な方策を講ずるべきと考えます。若者が一番に阿波市にふえる、定着する、ふえることで阿波市が元気になるとは思いますけど、市長の総合的な長期展望について考えを市長にお聞きしたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 藤川議員の3番目の阿波市の人口減対策について、まず1番目の若者がふえる定住対策についてご答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり阿波市の人口は、平成17年4月1日現在、住民基本台帳の人口でございますが、4万3,116人、世帯数にして1万3,877世帯に対しまして平成22年8月1日現在は4万1,190人、1万4,577世帯となっております、1,926人の減少となっております。

人口減少を食いとめ、若者が定住を希望するまちづくりにはいろいろな条件が必要と考えております。これを踏まえまして本市では、午前中も答弁いたしましたけども、第1次総合計画によりましていろいろな事業に取り組んでおります。これまでに取り組んだ事業や今後の取り組み予定の事業を何点か挙げて説明させていただきます。

まず、子育て支援としまして、地域の人材を活用したファミリー・サポート・センターの設置準備、それから放課後健全育成事業の充実を図るため学童保育の新築。それから、妊婦健康診査助成により安心して出産、子育てできる母子保健体制の充実。乳幼児等に係る医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済負担を軽減する。それから、少子化対策とし

まして出産祝い金給付事業等々を今まで実施しておりますし、今年度以降さらに続ける所存でございます。

また、生活基盤の充実及び産業の発展のため、市道等の幹線道路の整備改良事業。それから、地震等災害に備えまして、自主防災組織への資機材の貸与、活動等の支援事業。それから、義務教育施設の耐震化補強工事の推進。国際感覚あふれる人材育成に向けた英語教諭の配置。市営住宅の中・長期的活用計画を策定し、効率的な運営を図ること。それから、本市の基幹産業でございます農業生産基盤の整備の推進。県、JA関係団体と協力して統一的戦略を立て、阿波市ブランド製品の強化等の推進を図ってまいります。

また、商工会を拠点とした事業を引き続き支援し、商工業の振興事業等がございます。

また、このたび今議会でも提案させていただいておりますけども、工場誘致奨励条例の一部改正を含む企業立地促進条例の充実といたし、提案させていただいております。この効果によりまして、このたび阿波町長峰工業団地に誘致が決定しましたメテック北村では地元からの職員採用も予定されるなど、地域経済に与える効果が期待されております。

また、近年阿波市内の3高校の卒業の就職者が今までは大部分都会のほうへ流出しとったんですけども、阿波市近郊への就職数が近年増加傾向にあるというような報告も受けております。

また、工場誘致の関係でございますけども、西長峰工業団地につきましては5宅面のうち4宅面がこのたび完売というか企業進出がなりました。残りの一番南の端の宅面についても、この間の全員協議会で申し上げましたように、全力を挙げて誘致に取り組むということも若者定住の一つの手段ではないかと、このように考えております。今後これら一つ一つを充実整備していくことが、先ほど申しましたように、若者の定住化につながるものと考え、また市民全体が住みよいまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 総務部長からいろいろ説明がありましたけど、やっぱり市の指導者、市長が市民に、この減少傾向に歯どめをかけるという目標、夢の、市長の考え、展望をお聞きしたいです。市長に、ひとつ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 藤川議員からは阿波市の人口減少どうとらえるかというような、

どういふふうにとらえるかというようなご意見でございます。

今、少し触れましたけれども、きょうの徳島新聞、農林業センサスの中間発表がありました。この中で、農業の就業人口ですか、これが1985年、25年前になりますか、これがたしか545万人、25年後の今現在260万人ということで半減してる。一方、きょうの日経新聞ですけれども、四国の農業経営体の数字が出てます。これが四国全体で14%ぐらい、農業経営体ですね、法人も含めて減少してる。徳島県の減少率が実は農業経営体では一番少ないんですが、何が起こってるのかっていいましたら、やっぱり若者、子供の数がまず少ないんですね。高齢者の方が多い。それに対して子供の出生率が少ない。当然、自然現象的に人口は減っていく。これは日本国も全部そうです。徳島県も同じ。で、阿波市も同じ。ただ、そうした中で減少率見てみますと、よくよく分析したら、阿波市は17年4月1日に合併して、そのときに阿波市で住みたいという方、2,000人のアンケート調査ありますけども、これがたしか非常に八十五、六%が阿波市に住みたいというようなアンケート結果出てます。そんなことからしても、阿波市はやはり温暖で住みやすいところ、あるいはこれからも阿波市に住みたいという願望が市民の方には僕はしっかりと息づいてると思ってます。

そうした中で、住みたい人に住み続けていただくような要はまちづくり。今、総務部長がお答えしました、随分とたくさんの項目並べて答えていただきました。あと十四、五%の阿波市に住みたいんじゃないんでしょうね。そんな方をじゃあどうやって阿波市に住み続けていくようにしていくのか。本当に、お金とか経済、お金だけじゃなくて、やはり人の花咲く安らぎ空間、安らぎの阿波市、精神的な安らぎの持てる阿波市に育てていく必要もあるんじゃないかと考えてます。といいますのは、やっぱり家庭内と同じで、穏やかな家庭、穏やかな市、穏やかな地域、みんなでしっかりと手に手をとって、きずなをしっかり結びつけながら幸せに生活していこう、そういうことを市民は望んでるんじゃないかな。できますれば、一番肝心なのはやっぱり結婚、子育て、そのあたりにまず重点を置きながらこれからの行政を進めていく必要があると、このように考えてます。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、市長の考えをいただきましたけど、この温暖で、徳島県でも農業、産業が1、2番ですので、それから大阪からも高速道路で近いので、また都会の退職者を迎えられるという。子育て支援については、阿波市は全国で県下にも誇れるし、市

長が今答弁されていまして、これからは結婚、子育てに重点を進めたい、人口減を食い止めたいということでお聞きしましたので、職員の理事者を初め私ども議員も一人でも二人でも阿波市の人口減を食い止めたいと努力したいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

今、市長が言う結婚についてです。次に移ります、2番目。結婚紹介員、相談員を設置してはどうかと提案したいんですけど。

私のところに3月の市議会議員選挙後、うちの息子、娘に嫁、婿というのを紹介してくれませんかという結婚相談が数多く持ち込まれていますけど、私ども大変苦慮してるんです。ほんで、先日も阿波市の開発委員会的时候に商工会議所の会長が副市长にも相談していましたが、阿波市で結婚についての相談をやってくれませんかというのを話していましたが。先日テレビを見ていますとテレビ番組で日本で一番嫁が来ない県として秋田県の農業後継者の問題が取り上げられていました。本人にしたら、事は深刻で重大です。特に農業の従事者の若者、独身は周りに女性が、若い女性がいないと、女性とうまくつき合い、交際するのが上手でないというのをテレビ番組で取り上げていましたけど。昔は結婚、仲人が、僕らの小さいときはほとんど自由恋愛でなしに、仲人がおって、バランスというか条件を見て、見合いを結婚を勧め、まとめるというのがほとんどで、ほれで事は解決できました。多い人は仲人人は50人縁組した、100人を超えたというのが、この阿波市内にもそういう経験者が。ほんで、もう今は年いて、恋愛は本人の自由ということで見合いが大変少なくなってきました。今、見合いでまとめられる、結婚までというん。けど、この阿波市の私相談しとる北麻植やとかというのは周りに女性、男性がいないと、上手に女性と交際うまくしないというんで、どなんかしてくれませんかというので相談がありました。そういう中で、やっぱり市が行政が責任持って、ほで婚活パーティーとかして、秋田県の農村のやつもほういう、市が婚活パーティーとかほういう。昔、結婚相談員じゃ、仲人人した経験のある人にも相談員にもなって、そういうことを市がほういう。ほたら、結婚でまとまったらもし、もしとか結婚すれば、この市でも人口もふえるし子供さんもふえるんで、市がそういう責任持って、よう自分で見つけられない女性、周りは男性も多数いるんですけど、そういうことについて市のほうが行政がしてくれるというたらかなり応募ちゅうかするんではないかと考えるんですけど、そういう結婚の場を市がしてくれる考えはないかお聞きしたいんです。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 藤川議員の結婚紹介員、相談員の設置についてというご質問で、現在阿波市社会福祉協議会におきまして、阿波市ふれあい福祉センター相談業務という中で結婚相談を実施しています。相談員さんとして、土成町、市場町、阿波町の各8名の相談員さんがいます。相談日は、奇数月は第2木曜日、土成保健センター、第3木曜日、市場総合福祉センター、第4金曜日、阿波健康福祉センターにおいて、午後1時30分から午後4時、偶数月につきましては月1回、相談員さん全員が集まりまして共同で結婚相談を実施するとともに情報交換等を実施しています。お見合いについてはある程度あるようではありますが、なかなか結婚までいかないというような状況だそうです。年に2組から3組のカップルは誕生しているようです。市で婚活パーティーというようなお話がありましたけれども、このことに、市単独でということはなかなか難しいと思いますけれども、社会福祉協議会と今後そういった方向でできないかと協議してみたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、部長から答弁いただきましたけど、社会福祉協議会のほうでふれあい結婚相談を、相談員というんがあるというのですけど、もっとそれを一歩二歩も前へ進めて、自由にパーティーとかというので、多数が市で結ばれるように努力してもらいたいと思います。阿波市が責任持って、そういう世話したら祝い金など支給すればもっと喜ぶのではないかと思います。

以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで2番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は明後日の10日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後4時10分 散会